札幌市障がい保健福祉事業概要

令和7年度版

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

凡

- 1 この札幌市障がい保健福祉事業概要は、令和7年4月1日現在で編集しています。 発行後、機構や制度などに変更を生ずることがありますので、お含みおきください。
- 2 事業項目の見方

1 事	業名	(事業開始	令和	年	月)
事業内容	*事業根拠条例等 [本市において要綱等がある場合はその名: *当該年度予算(単位:千円) 予算計上のないものは() 「国補 」国負	<u>文)</u> 称]			
照会先					

3 資料の各表の中で、統計項目としてありえないものは「 」、計数のないものは 「 0 」と表示してあります。

第1章 各種手帳・相談

第1節 手帳の交付	
	1
2 療育手帳	1
3 精神障害者保健福祉手帳	1
第2節 各種相談	
1 身体障害者相談員	2
2 盲人相談員	2
3 ろうあ者相談員	2
4 知的障害者相談員	3
5 社会参加促進相談	3
6 障がい者あんしん相談	3
7 障がい者虐待相談	3
第2章 障害福祉サービス	
第1節 障害福祉サービス等	
	4
2 計画相談支援	6
第2節 介護給付のサービス	
	7
2 重度訪問介護	7
3 同行援護	7
4 行動援護	8
	8
6 短期入所(ショートステイ)	8
	8
8 生活介護	9
9 施設入所支援	9
第3節 訓練等給付のサービス	
1 自立訓練(機能訓練)	10
2 自立訓練(生活訓練)	10
3 宿泊型自立訓練	1(

	4	就労移行支援(養成施設以外)	11
	5	就労移行支援(養成施設)	11
	6	就労継続支援(A型)	11
	7	就労継続支援(B型)	12
	8	就労選択支援	12
	9	就労定着支援	12
	10	自立生活援助	12
	11	共同生活援助(グループホーム)	13
	*** ***		
	第4節	5 地域相談支援	
	1	地域移行支援	14
	2	地域定着支援	14
	£-£ £-£	a. Hada alan 117 November La 170 kata	
	第5節	5 障害児通所支援等	
	1	障害児通所支援	15
	2	障害児相談支援	16
	第3章	意思疎通支援・サービス	
L			
	第1節	5 意思疎通支援者	
	1	手話通訳者派遣	17
	2	盲ろう者通訳・介助員派遣	17
	3	要約筆記者派遣	18
	4	失語症者向け支援者派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	第2節	が 各種サービス Proceed the American Process Proces	
	1	身体障がい者入浴サービス事業	19
	2	身体障がい者福祉話設置事業	19
	3	身体障がい者あんしんコール事業	20
	4	在宅重度障がい者(児)紙おむつ支給事業	20
	5	重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業	21
	6	障がい者相談支援事業	22
	7	障がい児等療育支援事業	23
	8	移動支援	23
	9	日中一時支援	23
	10	パーソナルアシスタンス制度	24
	11	重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業	24
	12	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	24
	13	入院者権利擁護推進事業	25

第4章 経済的援護

第1節 手当・年金等	
1 特別障害者手当	26
2 障害児福祉手当	27
3 経過的福祉手当	27
4 特別児童扶養手当	28
5 外国人障害者福祉手当	29
6 心身障害者扶養共済	30
第2節 福 祉 機 器	
1 補装具費の支給	32
2 重度障がい者(児)等日常生活用具給付 ····································	33
2 重度障がい有 (死) 等日帝王佰用共和刊 3 子どもの補聴器購入費等助成	42
4 点字図書の給付	42
	12
第3節 補助・助成	
1 障がい者交通費助成	43
2 障がい者通所交通費助成	44
3 身体障がい者自動車運転訓練費補助	45
4 身体障がい者自動車改造費補助	45
5 コミュニケーションツール作成費補助	45
6 障がい特性に応じたコミュニケーション研修会費補助	46
第5章 社会復帰	
第1節 就	
1 障がい者地域共同作業所運営費補助	47
2 障がい者施設等製品常設販売所運営費補助	47
3 障がい者協働事業運営費補助	47
4 地域活動支援センター運営費補助	48
5 障がい者就業・生活相談支援事業	49
6 障がい者元気スキルアップ事業	49
7 重度障がい者等就労支援事業	50
第2節 機能回復・訓練	
1 日常生活訓練	51
2 社会適応訓練	51

3	音声機能障害者発声訓練	51
4	聴能言語訓練	51
5	中途失明者社会適応訓練	52
6	オストメイト社会適応訓練事業	52
7	失語症言語機能訓練	52
8	「言葉の教室」開催事業	52
第6章	社会参加・レクリエーション	
第1節	5 社会参加の促進	
1	障害者社会参加推進センター	53
2	障害者週間記念事業	53
3	身体障害者福祉月間行事	53
4	障がい者ICTサポートセンター運営事業	54
5	福祉バスの運行	54
6	福祉のまちづくり	55
7	障がい者 DX リスキリング事業	55
第2節	5 教養・レクリエーション	
1	札幌市障がい者スポーツ大会(すずらんピック)	56
2	各種文化・スポーツ教室	56
3	視覚障がい者家庭生活訓練	56
4	視覚障がい者社会生活訓練	56
5	聴覚障がい者社会生活教室	56
6	点字図書・録音図書・拡大写本	57
7	聴覚障がい者向け映像資料制作事業	57
8	聴覚障がい者向け映像資料等貸出事業	58
9	札幌市点字即時情報ネットワーク事業	58
第7章	保健医療	
1		59
2	自立支援医療(精神通院医療)	59
3	こころの安心カード	59
4	身体障害者在宅訪問診査・指導	60
5	さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業	60
第8章	施 設 福 祉	
第1節	5 身体障害者社会参加支援施設等	
1	福祉ホーム	61

2 点字図書館	61
3 聴覚障害者情報提供施設	61
4 札幌市身体障害者福祉センター	62
第2節 そ の 他 1 産休等代替職員制度	62
第9章 その他	
	63
2 中級手話講習会	63
3 手話通訳者養成講座	63
4 要約筆記者養成講座	63
5 盲ろう者通訳・介助員養成講座	64
6 点訳、音訳、音訳校正、拡大写本奉仕員養成	64
7 福祉読本の発行	64
8 知的障がい者見守り事業	64
9 失語症者向け支援者養成	64
参考資料	65
> V>\II	00

第1章 各種手帳・相談

第1節 手帳の交付

1 身体障害	者手帳 (事業開始 昭和25年4月)
事業内容	身体障がい(児)者の障がい程度、障がい状況等を記載し、各種サービスを受けやすくする制度 (1)対象者 身体に障がいを有する方で、指定された医師の診断書に基づき、都道府県・政令指定都市・中核市において認定された方 (2) 身体障害者手帳で利用できる主な施策 ア 施設への入所、通所 イ 補装具費の支給 ウ 各種交通機関の運賃割引エ 交通機関の交通費助成 オ 国税・地方税の諸控除、減免カ 心身障害者扶養共済の加入 キ 重度心身障がい者医療費助成ク NHK放送受信料の免除等 (3) 手続 区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書と診断書、本人の顔写真を提出する。 *要綱等 身体障害者福祉法第15条 同施行規則第5条
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
2 療育手帳	(事業開始 昭和49年3月)
事業内容	知的障がい(児)者の障がい程度や相談記録などを記載し、一貫した療育相談や各種サービスを受けやすくする制度 (1)対象者 18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は障がい者更生相談所で知的障がいと判定された方 (2)療育手帳で利用できる主な施策 おおむね身体障害者手帳と同じ。(補装具費の支給は除く) (3)手続 区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書と本人の顔写真を提出する。 18歳未満の場合は児童相談所での判定時に申請手続きを併せて行う。 *要綱等札幌市療育手帳交付要綱
照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課
3 精神障害	者保健福祉手帳 (事業開始 平成7年10月)
事業内容	一定の精神障がいの状態にあることを記載し、各種の支援策を受けやすくすることにより、精神障がいのある方の社会復帰の促進と自立、社会参加の促進を図ることを目的とした制度 (1) 対象者 精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方 (2) 精神障害者保健福祉手帳で利用できる主な施策 ア 税制の優遇措置 イ 市立文化体育施設の利用料減免 ウ 交通費助成 (3) 手続 区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書と診断書又は障害年金の年金証書の写し、本人の顔写真を提出する。 *要綱等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条
照会先	申請について:各区保健福祉部保健福祉課 制度全般・申請後の進捗確認について:札幌市精神保健福祉センター

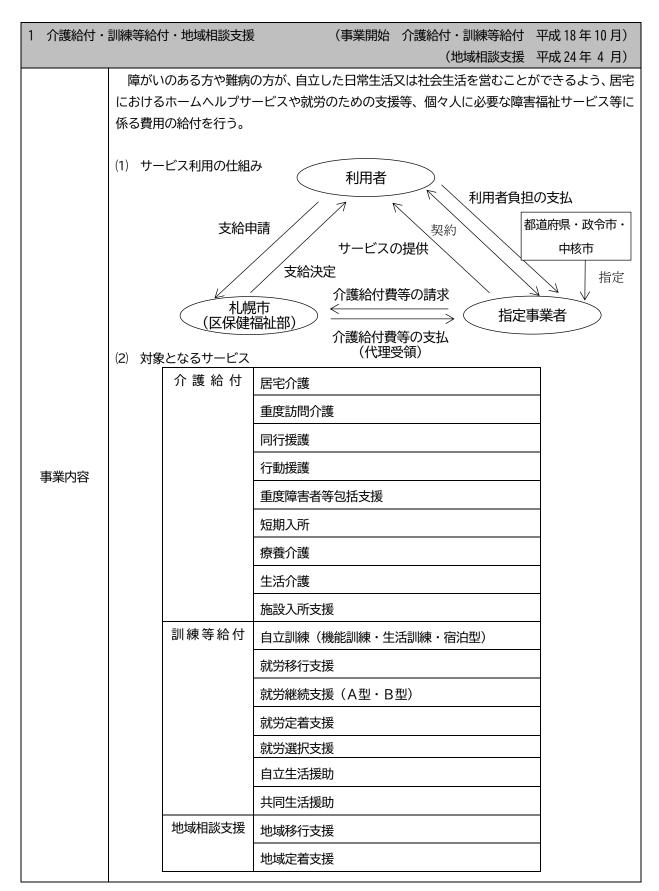
第2節 各種相談

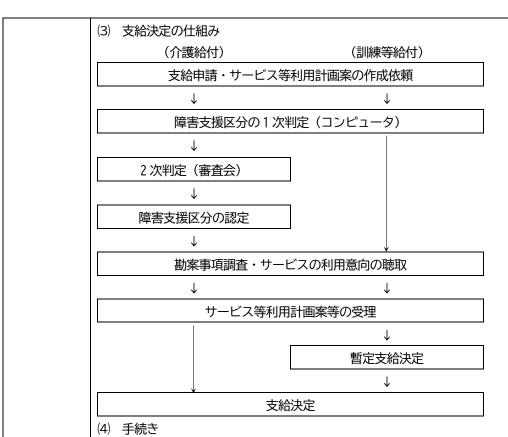
1 身体障害	香者相談員 (事業開始 昭和42年8月)
事業内容	身体障がい者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域活動の推進、関係機関との連携や協力等を行う。 (1) 委 託 札幌市長が、各区保健福祉部長から推薦のあった者のうちから委託する。 (2) 相談員数
	42名 中央区 4名 北 区 5名 東 区 7名 白石区 4名 厚別区 4名 豊平区 5名 清田区 2名 南 区 4名 西 区 4名 手稲区 3名 *要綱等 身体障害者福祉法第12条の3及び札幌市身体障害者相談員設置要綱 *令和7年度予算 予算は障がい者更生相談所費に含む。(市単)
照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課
2 盲人相談	炎員 (事業開始 昭和 42 年 4 月)
事業内容	視覚障がい者の日常生活上の各種相談に応じ、必要な助言などを行う。 ○ 相談員数 1名(中央区保健福祉部に配置) *要綱等 非常勤職員取扱要綱等 *令和7年度予算 1,024 千円(市単)
照 会 先	中央区保健福祉部保健福祉課
3 ろうあ者	新相談員 (事業開始 昭和 39 年 4 月)
事業内容	聴覚障がい者等の日常生活上の各種相談に応じ、必要な助言などを行うとともに、聴覚障がい者理解のための啓発、関係機関の業務に対する協力等を行う。
照会先	各区保健福祉部保健福祉課

4 知的障害	4 知的障害者相談員 (事業開始 昭和43年4月)		
事業内容	知的障がいのある方からの相談に応じ、必要な援助を行うとともに、知的障がい者に関する援護思想の普及、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等を行う。 (1) 委 託 各区保健福祉部長からの推薦を受け札幌市長が委託する。 (2) 相談員定数 20名(各区2名) *要綱等 知的障害者福祉法第15条の2、札幌市知的障害者相談員設置要綱 *令和7年度予算 490千円(市単)		
照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課		
5 社会参加	促進相談 (事業開始 昭和53年8月)		
事業内容	身体障がい者からの求めに応じて、機能回復訓練、オストメイト社会適応訓練、音声機能訓練、失語 症言語訓練や文化・スポーツなど各種教室の活用及び自立による社会生活を高めるための相談等を行う。		
照 会 先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会		
6 障がい者	あんしん相談 (事業開始 平成 11 年 7 月)		
事業内容	障がいのある方の権利擁護などに係る相談に、電話や面談で応じる専門の常設相談窓口を設置。また、内容に応じて弁護士による法律相談を行うほか、必要に応じて関係行政機関等へ対応を依頼する。		
照会先	札幌市社会福祉協議会		
7 障がい者	虐待相談 (事業開始 平成24年10月)		
事業内容	障がいのある方への虐待の相談に、電話や面談で応じる専門の相談窓口を設置。また、相談窓口の業務時間外となる夜間・休日の緊急通報先も設置。		
照 会 先	市保健福祉局障がい福祉課		

第2章 障害福祉サービス

第1節 障害福祉サービス等





事業内容

- ① 支給申請 希望するサービスの利用について、必要に応じて各区保健福祉部保健福祉課 の窓口で相談のうえ、申請書など必要な書類を提出する。
- ② サービス等利用計画案の作成 窓口で交付されるサービス等利用計画案作成依頼書を相談支援事業者に提示し、契約を締結のうえ、サービス等利用計画案の作成を依頼する(申請者自身が作成することも可)。
- ③ 支給決定・受給者証の交付 区役所の職員が、審査会において判断された障害支援区分や勘案事項、提出されたサービス等利用計画案をもとに、利用できるサービスの量(支給量)や期間(支給期間)を決定。支給決定時に受給者証を交付する。
- ④ 事業者との契約 利用者は指定事業者に受給者証を提示して、サービスの利用契約を締結する。
- ⑤ サービスの利用 利用契約に基づいてサービスの提供を受ける。

(5) 費用負担

原則としてサービス利用に係る総費用の1割の金額を負担する。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担する。

Ī	市民税課税状況等	負担上限月額
生活保護世帯		0円
Ī	市民税非課税世帯	0円
課税世帯	所得割 16 万円未満 (18 歳未満は 28 万円未満)	9,300円 (18 歳未満は4,600 円)
	上記以外	37, 200 円

※在宅で生活する方の場合

照 会 先 市保健福祉局障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課

2 計画相談支	2 計画相談支援 (事業開始 平成 24 年 4 月)				
事業内容	障がいのある方の自立した生活を支え、適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによるきめ細かな支援を行うため、サービス等の支給申請者に対し、「サービス等利用計画」を作成するとともに、一定期間ごとに利用状況の検証(モニタリング)を行い計画の見直しを行う。 (1) 利用の申請先 各区保健福祉部保健福祉課 *要綱等 障害者総合支援法 *令和7年度予算 810,474 千円(国負・道負)				
照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課				

1 居 宅 介 護

(事業開始 平成18年10月)

居宅で生活している方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・掃除などの家事援助及びその他の生活全般にわたる支援を行う。

(1) 対象者

障害支援区分1以上の方及び障がい児

- (2) 利用の手続き (P5) による
- (3) サービス類型及び内容 次に掲げるもののうち、必要と認められるもの。
 - ① 身体介護

入浴、排泄及び食事等の身体の介護

事業内容

② 通院等乗降介助

通院等のため、ヘルパーが自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、 乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の 介助を行う。

③ 通院等介助

通院等のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助

④ 家事援助

調理、洗濯及び掃除等の家事の援助

- *要綱等 障害者総合支援法
- *令和7年度予算 8,295,196千円 (国負·道負)

照 会 先

各区保健福祉部保健福祉課

2 重度訪問介護

(事業開始 平成18年10月)

居宅で生活している重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする 方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して食事・入浴・排せつなどの身体介護や、外出時における移動 支援などを総合的に行う。

事業内容

(1) 対象者

障害支援区分4以上の方で一定の要件を満たす方

- (2) 利用の手続き (P5) による
- *要綱等 障害者総合支援法
- *令和7年度予算 6,697,136 千円(国負・道負)

照 会 先 | 各区(

各区保健福祉部保健福祉課

3 同 行 援 護

(事業開始 平成23年10月)

居宅で生活している視覚障がいのある方で、移動に著しい困難を有する方に対し、ガイドヘルパー が移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行う。

(1) 対象者

事業内容

視覚に障がいのある方で一定の要件を満たす方及び障がい児

- (2) 利用の手続き (P5) による
- *要綱等 障害者総合支援法
- * 令和 7 年度予算 446,660 千円 (国負・道負)

照 会 先

4 行 動	援 護 (事業開始 平成 18 年 10 月)
事業内容	居宅で生活している行動上著しい困難がある方に対し、ヘルパーが行動するときの危険を回避する ために必要な支援、外出支援を行う。 (1) 対象者 障害支援区分3以上の知的に障がいのある方又は精神に障がいのある方及び障がい児 (2) 利用の手続き (P5) による *要綱等 障害者総合支援法 *令和7年度予算 915,452千円(国負・道負)
照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課
5 重度障害	者等包括支援 (事業開始 平成 18 年 10 月)
事業内容	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。 (1) 対象者 障害支援区分6で一定の要件を満たす方 (2) 利用の手続き (P5) による *要綱等 障害者総合支援法 *令和7年度予算 0千円(国負・道負)
照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課
6 短期入所	(ショートステイ) (事業開始 平成 18 年 10 月)
事業内容	自宅で介護する方が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所で、入浴、排せつ、食事等の介護及びその他の必要な日常生活の支援を行う。 (1) 対象者 障害支援区分1以上の方及び障がい児 (2) 利用の手続き (P5) による *要綱等 障害者総合支援法 *令和7年度予算 1,747,173 千円 (国負・道負)
照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課
7 療 養	介 護 (事業開始 平成 18 年 10 月)
事業内容	医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。 (1) 対象者 筋萎縮性側策硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の方。筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で障害支援区分5又は6の方。 (2) 利用の手続き(P5)による *要綱等 障害者総合支援法 *令和7年度予算 1,430,391千円(国負・道負)
照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課

8 生 活	介 護 (事業開始 平成 18 年 10 月)		
事業内容	常時介護等を必要とする方に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等の提供、生活等に関す 相談及び助言その他の必要な日常生活の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提 その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。 (1) 対象者 障害支援区分3以上の方(ただし、50歳以上の方は区分が2以上) (2) 利用者の手続き(P5)による *要綱等 障害者総合支援法 *令和7年度予算 17,332,740千円(国負・道負)		
照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課		
9 施設入	所支援 (事業開始 平成18年10月)		
事業内容	施設入所する方に、夜間及び休日において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活の支援を行う。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 昼間、生活介護事業を利用する場合 障害支援区分4以上の方(ただし、50歳以上の方は区分3以上) イ 昼間、自立訓練(機能訓練・生活訓練)又は就労移行支援事業(養成施設を含む)を利用している方であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によ		

照 会 先 各区保健福祉部保健福祉課

(2) 利用の手続き (P5) による *要綱等 障害者総合支援法

*令和7年度予算 4,437,516千円(国負・道負)

第3節 訓練等給付のサービス

1 自立訓練	(機能訓練) (事業開始 平成 18 年 10 月)
事業内容	地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持 向上等のために、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助 言その他の必要な支援を行う。 (1) 対象者 施設や病院を退所(院)又は特別支援学校を卒業された身体機能の維持・回復等の支援が必要な 方 (2) 利用の手続き(P5)による *要綱等 障害者総合支援法 *令和7年度予算 342,135千円(国負・道負。自立訓練(生活訓練)、宿泊型自立訓練を含む。)
照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課
2 自立訓練	(生活訓練) (事業開始 平成 18 年 10 月)
事業内容	地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上のために、入浴、排せつ及び食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。 (1) 対象者 施設や病院を退所(院)、特別支援学校を卒業、又は継続した通院により障がいの状態が安定した方等で、生活能力の維持、向上等の支援が必要な方 (2) 利用の手続き(P5)による *要綱等 障害者総合支援法 *令和7年度予算 342,135千円(国負・道負。自立訓練(機能訓練)、宿泊型自立訓練を含む。)
照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課
3 宿泊型自	立訓練 (事業開始 平成18年10月)
事業内容	地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上のために、居室その他の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。 (1) 対象者 日中、一般就労や障害福祉サービス等を利用している方で、地域生活への移行に向けて生活能力等の維持、向上のための訓練その他の支援が必要な方 (2) 利用の手続き(P5)による *要綱等障害者総合支援法 *令和7年度予算342,135千円(国負・道負。自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)を含む。)
照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課

4 就労移行支援(養成施設以外)

(事業開始 平成18年10月)

生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上の ために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への 定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

(1) 対象者

事業内容

就労を希望する方で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の 習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な方

- ※ ただし、65歳以上の方は、上記の要件に加え、以下のいずれにも該当している必要がある。
 - 65歳になる前日において、就労移行支援の支給決定を受けている方
 - 65歳になる前日までの5年間、継続して障害福祉サービスの支給決定を受けていた方
- (2) 利用の手続き (P5) による
- *要綱等 障害者総合支援法
- *令和7年度予算 1,946,740千円(国負・道負。就労移行支援(養成施設)も含む。)

照会先

各区保健福祉部保健福祉課

5 就労移行支援(養成施設)

(事業開始 平成18年10月)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る知識や技術の習得、求職活動に関する支援、 適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の支援を行 う。

(1) 対象者

あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより就労を希望する方

事業内容

- ※ ただし、65歳以上の方は、上記の要件に加え、以下のいずれにも該当している必要がある。
 - 65歳になる前日において、就労移行支援の支給決定を受けている方
 - 65歳になる前日までの5年間、継続して障害福祉サービスの支給決定を受けていた方
- (2) 利用の手続き (P5) による
- *要綱等 障害者総合支援法
- *令和7年度予算 1,946,740千円(国負・道負。就労移行支援(養成施設以外)も含む。)

照会先

各区保健福祉部保健福祉課

6 就労継続支援(A型)

(事業開始 平成18年10月)

雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(1) 対象者

次のいずれかに該当する方

- ア 就労移行支援を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった方
- イ 特別支援学校を卒業した方で、求職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった方
- ウ 企業等を離職した方などの就労経験のある方で、現に雇用関係がない方
- ※ ただし、65歳以上の方は、上記の要件に加え、以下のいずれにも該当している必要がある。
 - 65歳になる前日において、就労継続支援 A 型の支給決定を受けている方
 - 65歳になる前日までの5年間、継続して障害福祉サービスの支給決定を受けていた方
- (2) 利用の手続き (P5) による
- *要綱等 障害者総合支援法

事業内容

		*令和7年度予算 4,191,909千円(国負・道負)		
	照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課		
			/击\\$	亚出 10 年 10 日)
1	就労継続支援	(B型)	(争表)用好	平成 18 年 10 月)
		生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な訓練、その他の必要な支援を行う。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 就労経験(就労継続支援(A型)を含む。)がある方		
	事業内容	されることが困難な方 イ 就労移行支援 (養成施設を含む。)を利用 (暫定支給 該事業の利用が適当であると判断された方 ウ 50歳以上の方 エ 障害基礎年金1級を受給されている方 (2) 利用の手続き (P5)による *要綱等 障害者総合支援法 *令和7年度予算 23,933,226千円 (国負・道負)	決定での利用を含	む。)した結果、当
	照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課		
8	就労選択支援		(事業開始	令和7年10月)
	事業内容	短期間の生産活動その他の活用の機会の提供を通じて、京価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮でて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提整、就労に係る情報の提供及び助言等を行う。 (1) 対象者 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者支援を利用している者 (2) 利用の手続き(P5)による *要綱等 障害者総合支援法 *令和7年度予算 142,634千円(国負・道負)	その他の整理を行い 是供のために必要な	い、又はこれに併せ は関係者との連絡調
	照会先	各区保健福祉部保健福祉課		
9	就労定着支援		(事業開始	平成 30 年 4 月)
	事業内容	就労することに伴い生じる、日常生活又は社会生活を営む言などの支援を行う。 (1) 対象者 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A) し、就労してから6ヶ月経過している方 (2) 利用の手続き(P5)による *要綱等 障害者総合支援法 *令和7年度予算 161,860千円(国負・道負)		
!	照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課		

10 自立生活援助	(事業開始 平成30年4月)
事業内容	一人暮らしを希望する方などに対して、定期的な居宅訪問や随時の対応等により、日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う。 (1) 対象者 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での1人暮らしに移行した方、同居家族の障がい、疾病等により家族による支援が見込めない方など (2) 利用の手続き(P5)による *要綱等 障害者総合支援法 *令和7年度予算 12,811千円(国負・道負)
照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課
11 共同生活援助	(グループホーム) (事業開始 平成 18 年 10 月)
事業内容	夜間及び休日において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。 (1) 対象者 障がいのある方(ただし、入浴、排せつ又は食事の介護が必要な方は、障害支援区分1以上) (2) 利用の手続き (P5) による *要綱等 障害者総合支援法 *令和7年度予算 14,371,707千円(国負・道負)

第4節 地域相談支援

1 地域移行	支援 (事業開始 平成 24 年 4 月)
事業内容	障害者支援施設、精神科病院、矯正施設などから地域生活に移行するにあたり、住居の確保など地域生活に必要な支援を行う。 (1) 対象者 障害者支援施設や児童福祉施設に入所している障がいのある方、精神科病院に入院している精神障がいのある方、矯正施設に入所しており、地域生活定着支援センターが社会復帰の支援を行っている方など (2) 利用の手続き(P5)による *要綱等 障害者総合支援法 *令和7年度予算 3,554千円(国負・道負。地域定着支援も含む。)
照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課
2 地域定着	支援 (事業開始 平成 24 年 4 月)
事業内容	居宅で一人暮らしをする方などに対し、常時の連絡体制の確保や、緊急時の相談・支援などを行う。 (1) 対象者 施設・精神科病院から退所・退院し居宅で一人暮らしをする方、家族との同居から一人暮らしに移行する方、地域生活が不安定な方 (2) 利用の手続き (P5)による *要綱等 障害者総合支援法 *令和7年度予算 3,554千円(国負・道負。地域移行支援も含む。)
照 会 先	各区保健福祉部保健福祉課

1 障害児通所支援

(事業開始 平成24年4月)

児童発達支援、放課後等デイサービスなど障害児通所支援の利用に必要な費用の一部を支給する。 (1) サービス種類及び対象者

サービス種類	サービス種類 支援の内容 対象者	
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援を行う。	療育の観点から集団療育及び個別療育 を行う必要があると認められる未就学 の障がい児
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行う。	肢体不自由があり、理学療法等の機能 訓練又は医療的管理下での支援が必要 であると認められる障がい児
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う。	学校教育法第一条に規定される学校 (幼稚園及び大学を除く)に就学して おり、授業の終了後又は休業日に支援 が必要と認められる障がい児
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への 適応のための専門的な支援その他の必 要な支援を行う。	保育所等に通う障がい児であって、当 該施設を訪問し、専門的な支援が必要 と認められる障がい児
居宅訪問型 児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の習得、知識技能の習得、生活能力向上のために必要な支援、その他の必要な支援を行う。	外出することが困難な障がい児であって、療育の観点から支援が必要と認められる障がい児

(2) 手続き

① 支給申請 希望するサービスの利用について、必要に応じて各区保健福祉部保健福祉課の 窓口で相談のうえ、申請書など必要な書類を提出する。

事業内容

- ② 障害児支援利用計画案の作成 窓口で交付される利用計画案作成依頼書を相談支援事業 者に提示し、契約を締結のうえ、サービス等利用計画案の作成を依頼する(申請者自身が作成することも可)。
- ③ 支給決定・受給者証の交付 区役所の職員が、児童の心身の状況、介護者の状況、居住環境、提出された障害児支援利用計画案等を勘案し、利用できるサービスの量(支給量)や期間(支給期間)を決定。支給決定時に「通所支援受給者証」を交付する。
- ④ 事業者との契約 利用者は指定事業者に「通所支援受給者証」を提示して、サービスの利用契約を締結する。
- ⑤ サービスの利用 利用契約に基づいてサービスの提供を受ける。

(3) 費用

原則として、サービス利用に係る総費用の1割の金額を負担する。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担する。

市民税課税状況等		負担上限月額
生活保護世帯		0円
市	0円	
=m1X+++++++	所得割28万円未満	4,600円
課税世帯	上記以外	37, 200 円

*要綱等 児童福祉法

*令和7年度予算 28,587,830千円(国負・道負) 肢体不自由児通所医療費を含めると 28,587,893千円

照 会 先 | 各区保健福祉部保健福祉課

2 障害児相	談支援 (事業開始 平成 24 年 4 月)
事業内容	障害児の自立した生活を支え、適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによるきめ細かな支援を行うため、障害児通所支援を利用する児童に対し、「障害児支援利用計画」を作成するとともに、一定期間ごとに利用状況の検証(モニタリング)を行い計画の見直しを行う。 (1) 利用の申請先 各区保健福祉部保健福祉課 *要綱等 児童福祉法 *令和7年度予算 162,556千円(国負・道負)
照会先	各区保健福祉部保健福祉課

第3章 意思疎通支援・サービス

第1節 意思疎通支援者

1 手話通訳者派遣

(事業開始 昭和49年4月)

聴覚に障がいのある方と健聴者などのコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳を必要とする場合に、依頼に応じて手話通訳者を派遣する。

(1) 派遣対象事項

生命、健康、司法、教育、保育、職業、住居、人間関係、文化教養、社会生活に関すること等。

(2) 費用

無料

事業内容

(3) 手話通訳者数

専従手話通訳者 9名 登録手話通訳者 63名 令和7年3月31日現在)

(4) 手続

公益社団法人札幌聴覚障害者協会手話通訳者派遣室に所定の申請書を提出する。 (電話、FAX 可)

*要綱等 札幌市手話通訳者派遣事業実施要綱

*令和7年度予算 68,644千円(国補・道補)(※養成事業含む)

照 会 先

公益社団法人札幌聴覚障害者協会手話通訳者派遣室

2 盲ろう者通訳・介助員派遣

(事業開始 平成14年4月)

視覚と聴覚の両方に障がいのある方(盲ろう者)のコミュニケーションや外出支援のために通訳・ 介助員を派遣する。

(1) 対象者

視覚と聴覚の両方に障がいがあり、その総合等級が 2 級以上である在宅の満 18 歳以上の身体障害者手帳所持者で、単独ではコミュニケーションや外出が困難な方

- (2) 派遣対象事項
 - ① 外出支援(社会生活上、必要不可欠な外出をする場合、社会参加促進の観点から日常生活上必要な外出をする場合)
 - ② 通訳

事業内容

③ 重要な文書の代読

(3) 費用

無料(外出に伴う経費は利用者負担となります。)

(4) 委託先

公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会

(5) 支援者数

64名(令和7年3月31日現在)

(6) 手続

公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会

- *要綱等 札幌市盲ろう者通訳・介助員派遣事業実施要綱
- *令和7年度予算 10,216千円(国補・道補)(※養成事業含む)

照 会 先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会

3 要約筆記者派遣

(事業開始 昭和61年4月)

中途失聴者・難聴者などのコミュニケーションを円滑にするため、依頼に応じて要約筆記者等を派遣する。

(1) 対象者

身体障害手帳を所持している方、その他市長が必要と認めた方

(2) 派遣対象事項

生命、健康、権利、教育、保育、職業、住居、人間関係、文化教養、社会生活に関すること等。

(3) 費用 無料

事業内容

(4) 委託先

公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会

(5) 要約筆記者 62名(令和7年3月31日現在)

(6) 手続

公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会

- *要綱等 札幌市要約筆記者派遣事業実施要綱
- *令和7年度予算 10,103千円(国補・道補)(※養成事業含む)

照 会 先

公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会

4 失語症者向け支援者派遣

(事業開始 令和4年4月)

失語症者などのコミュニケーションを円滑にするため、依頼に応じて支援者等を派遣する。

(1) 対象者

音声・言語・そしゃく機能障害 4 級以上の身体障害者手帳をお持ちの方のほか、失語症であると 医師に認められる又は受託者により支援が必要であると認められた方

(2) 派遣对家事頃

生命、健康、権利、教育、保育、職業、住居、人間関係、文化教養、社会生活に関すること等。

(3) 費用 無料

事業内容

(4) 委託先

北海道言語聴覚士会

(5) 支援者数

44名(令和7年3月31日現在)

(6) 手続

北海道言語聴覚士会

- *要綱等 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業実施要綱
- *令和7年度予算 4,687千円(国補・道補)(※養成事業含む)

照 会 先

北海道言語聴覚士会

第2節 各種サービス

1 身体障がい者入浴サービス事業

(事業開始 昭和57年4月)

在宅で入浴が困難な重度の身体障がいのある人に対し、入浴の機会を提供する。

- (1) 事業
 - ① 施設入浴サービス(障害者支援施設及び特別養護老人ホームの入浴設備を利用する。)
 - ② 訪問入浴サービス(移動入浴車が自宅まで出向く。)
- (2) 対象

在宅で生活している身体に障がいのある人で、身体障害者手帳の等級が 1,2 級で、入浴に全面介助 を要し、その健康状態が現に入浴可能な方

(3) 入浴回数 週2回以内

事業内容

(4) 費用

施設入浴サービス、訪問入浴サービス、寝台自動車の利用に係る費用負担基準

世帯区分	費用負担率
生活保護法による被保護者	サービス提供に係る費用の 0%
その他の者	サービス提供に係る費用の 10%

(5) 手続

区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書を提出する。

- *要綱等 札幌市身体障がい者入浴サービス事業実施要綱
- * 令和 7 年度予算 121,666 千円 (一部国補・道補)

照 会 先 | 各区保健福祉部保健福祉課

2 身体障がい者福祉電話設置事業

(事業開始 昭和51年3月)

難聴者又は外出困難な在宅の重度身体障がい者に対し、電話を貸与し、コミュニケーション及び緊急 連絡の手段を確保する。(平成19年度以降、新規設置を廃止)

- (1) 対象者
 - ① 現に電話のない低所得世帯(市民税又は所得税非課税世帯)に属する方
 - ② 難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)で満18歳以上の方
 - ③ 福祉電話の使用が可能な方
- (2) 福祉電話の貸与期間

事業内容

1年(更新)

(3) 費用

電話の維持及び使用に要する経費(基本料金、通話料、移転に係る工事費等)を被貸与者が負担す

- (4) 設置台数 5台
- *要綱等 札幌市身体障がい者福祉電話設置事業運営要綱

照 会 先 | 各区保健福祉部保健福祉課

3 身体障がい者あんしんコール事業

(事業開始 平成25年12月)

ボタンを押すだけで専用の受信センターにつながる通報機器を自宅に設置し、健康等の相談に 24 時 間体制で対応するほか、受信センターからも定期的(月1回程度)に電話によるお声掛け(お元気コー ル)を行う。また、急病などの緊急時は、緊急用のボタンを押すことで、受信センターが救急車の要請 等を行う。

(1) 対象者

18歳以上の在宅の方であって、次の①と②のいずれかに該当する身体障害者手帳の1級又は2級 をお持ちの方(ひとり暮らし又は他の世帯員全員が、「65歳以上で、要介護認定を受けている方、要 支援認定を受けている方又は札幌市介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者」「85歳以 上の高齢者」「①と②のいずれかに該当する1級又は2級の身体障害者」のいずれかである場合に限 る。)

- ① 移動能力等に障がいを有するため、緊急時に迅速な避難又は連絡手段の確保が困難な方
- ② 内部障がいを有し、日常生活上注意を要する方

事業内容

- ※ 緊急通報対応サービスが24時間体制で提供されているサービス付住宅等にお住まいの方は対象 外。
- (2) 費用

月額900円

(ただし、市町村民税非課税の方は月額300円、生活保護を受給中の方は無料)

(3) その他

固定電話回線が原則必要であり、NTTアナログ回線以外では、停電時などに通信できない場合 や、通報機器の取付自体ができない場合がある。また、原則として緊急連絡先の登録が必要。

(4) 手続

区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書等を提出する。

- *要綱等 札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業実施要綱
- *令和7年度予算 1,201千円(国補・道補)

事業内容

照 会 先 | 各区保健福祉部保健福祉課

4 在宅重度障がい者(児)紙おむつ支給事業

(事業開始 昭和59年4月)

感覚麻痺等により常時おむつを使用している在宅の重度障がい(児)者に紙おむつを支給する。

- (1) 対象者
 - ① 重度身体障がい者・・・身体障害者手帳 1 級・2 級の所持者であって、以下アまたはイのい ずれかを含む2点以上を満たすもの。
 - ア 感覚麻痺・両下肢の機能障害などの身体障がいにより「排尿」「排便」が自立していな い場合
 - イ 寝たきり
 - ウ 「排尿」「排便」の意思表示が困難
 - エ 尿意、便意はあるが介護者がいない
- ② 重度知的障がい者・・・以下のいずれも満たす者。

ア療育手帳Aの所持者

- イ 常時(昼夜)おむつを使用している旨の申立が申請者よりあること
- ウ 知的障がいにより、「排尿」「排便」の意思表示が困難であること
- ③ 重度精神障がい者・・・以下のいずれも満たす者。
 - ア 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
 - イ 常時 (昼夜) おむつを使用している旨の申立が申請者よりあること
 - ウ 精神障がいにより、「排尿」「排便」の意思表示が困難であること
 - ※ 満2歳半以上3歳未満の者については医療機関の確認書(別紙)を添付すること

(2) 月支給数量等

利用上限額6,500円/月以内で、登録事業者が提供する紙おむつ製品の中から各対象者が選択した 品目を支給(ただし、6,500 円を超えた金額は自己負担)。毎月1回、登録事業者が各対象者宅へ配 送する。

(3) 費用

生活保護法による被保護世帯は0円、それ以外の世帯は、一律利用額の1割を自己負担

(4) 手続

区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書を提出する。

- *要綱等 札幌市在宅高齢者等・重度障がい者(児)紙おむつサービス事業実施要綱
- *令和7年度予算 129,230千円(国補・道補)

照 会 先

各区保健福祉部保健福祉課

5 重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業

(事業開始 平成元年4月)

在宅で寝たきりの重度の身体障がい者が使用している寝具等の洗濯乾燥を行う。

在宅で寝たきりの重度の身体障がい者で、住民税非課税世帯に属する方

(2) 回数

1人につき年2回

(3) 洗濯乾燥の方法

市が委託した事業者が、対象者の自宅を訪問して寝具等を預かり、洗濯乾燥を行う。

事業内容

(4) 洗濯乾燥対象物

掛布団、敷布団、丹前、毛布、枕、ガウン、座布団及び発泡材質による厚さ 100mm 以下のクッショ ン類

- (5) 費用 無料
- (6) 手続

区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書等を提出する。

- *要綱等 札幌市重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業実施要綱
- *令和7年度予算 513千円(国補・道補)

照 会 先 | 各区保健福祉部保健福祉課

6 障がい者相談支援事業

障がい者(児)や家族の地域生活を支えるため、生活に関わる全般的な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や利用のための援助、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助など、総合的な支援を行う。また、賃貸契約により一般住宅に入居する障がい者に対し、入居時の賃貸契約援助や入居後の日常生活支援などを行う。利用料は無料。

原則として、どの事業所もすべての障がい種別に対応することとしている。

事業所名	所 在 地	電話
地域生活支援センターさっぽろ	中央区大通西 19 丁目WEST19 5 階	622-1118
相談室ぽぽ	中央区南 16 条西 7 丁目 2-20 トーコービル 7 階	522-4112
相談室ぽらりす	北区北 21 条西 5 丁目 1-32 梅ノ木ビル 202 号	757-1871
障がい相談といろ	北区北10条西2丁目9-1アルファスクエア札幌北口 ビル201号	776-6109
相談室セーボネス	東区北 35 条東 9 丁目 1-20	748-3119
相談室あさかげ	東区北 33 条東 14 丁目 5-1	733-3808
相談室あゆみ	白石区川北 2254 番地 1	350-8755
相談室きよサポ	白石区南郷通 14 丁目南 4-8 キャッスル大木戸 1 階	860-1750
相談室ますとびぃー	厚別区上野幌 3 条 4 丁目 1-12	299-3856
相談室ぴあ	豊平区月寒西2条7丁目1-6 山本ハイツ404号	836-1155
相談室みなみ	豊平区平岸 2 条 9 丁目 1-23 アムール平岸 401 号	825-1373
相談支援事業所ノック	清田区真栄1条2丁目1-28真栄ビル1階	378-4244
ほっと相談センター	南区川沿2条2丁目5-37	572-2220
相談支援事業所グリンハイム	南区石山 933 番地 3	591-5211
相談室すきっぷ	西区西町北 20 丁目 2-21 アイビル西町北	676-0101
西区障がい相談支援センタ ーアウル	西区琴似2条4丁目1-24 ヤマチビル3階	676-7631
障がい相談あかり	手稲区手稲本町2条3丁目8-18テイネビル1階	215-8253

事業内容

- ※ 障がいのある方等からの相談について、上記 18 カ所の相談支援事業所で行う以外に、上記の相談支援事業所等、支援機関からの相談を受ける基幹相談支援センターを 1 カ所設置。
 - さっぽろ地域づくリネットワーク ワン・オール

(中央区南8条西2丁目 電話 213-0171)

- *要綱等 札幌市障がい者相談支援事業実施要綱
- *令和7年度予算 623,123千円(指定管理施設分は除く)(一部国補・道補)

照 会 先 各相談支援事業所

7 障がい児等療育支援事業

(事業開始 平成18年10月)

在宅の障がい児(者)に対して、発達の援助や医療的ケアについての相談等、療育に関する助言や 指導を行うとともに、地域の関係機関に対して、技術指導を行う。利用料無料。

事業内容

事業所名	所 在 地	電話
社会福祉法人あむ に・こ・ぱ2	中央区南 9 条西 13 丁目 1- 38	513-6023
社会福祉法人はるにれの里 発達支援室なっつ	西区福井4丁目3-5	080-3572-2255
社会福祉法人麦の子会 むぎのこ児童発達支援センター	東区北 36 条東 8 丁目 1-30	776-6856
社会福祉法人北翔会 医療福祉センター札幌あゆみの園	白石区川北 2254-1	898-3929

- *要綱等 札幌市障がい児等療育支援事業実施要綱
- *令和7年度予算 4,997千円 (市単)

照 会 先 各相談支援事業所

8 移 動 支 援

(事業開始 平成18年10月)

居宅で生活している屋外での移動に著しい制限のある方に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出支援を行う。

(1) 対象者

屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい、全身性障がいのある方(※)、知的障がいのある方、精神障がいのある方

※難病の方も対象

事業内容

(2) 利用料

市民税課税状況等	負 担 割 合
生活保護世帯	4111 1/21
市民税非課税世帯	無料
市民税課税世帯	派 遣 費 用 の 1 割

- *要綱等 札幌市移動支援事業実施要綱
- *令和7年度予算 976,142千円(国補·道補)

照 会 先 | 各区保健福祉部保健福祉課

9 日中一時支援

(事業開始 平成18年10月)

日中において、介護者が病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、一時的に、事業 所で見守り、障がい者等に活動の場を提供し、その他必要な日常生活の支援を行う。

(1) 対象者

事業内容

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要となる身体障がいの ある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方

(2) 利用料

施設利用料及び食費・光熱水費・教材費などの実費

- *要綱等 札幌市日中一時支援事業実施要綱
- *令和7年度予算 45,954千円(国補・道補)

照 会 先 市保健福祉局障がい福祉課 各日中一時支援事業所

10 パーソナルアシスタンス制度

(事業開始 平成22年4月)

居宅で生活している重度の障がいのある方の地域生活を支えるため、障がいのある方が地域の方と 介助契約を結び、食事・入浴・排泄の介助や、外出時における移動支援などを受ける。

(1) 対象者

重度訪問介護の支給決定を受けている方

(2) 費用

事業内容

原則として、サービス利用に係る総費用の1割の金額を負担する。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担する。

(3) 申込先

各区保健福祉部保健福祉課

- *要綱等 札幌市パーソナルアシスタンス事業実施要綱
- *令和7年度予算 222,000千円(市単)

照 会 先 | 各区保健福祉部保健福祉課

11 重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業

(事業開始 平成 27 年 10 月)

コミュニケーションが困難な重度障がいのある方が入院した場合に、普段介助を行っているヘルパーが病院内でコミュニケーション支援を行う。

(1) 対象者

入院中にコミュニケーション支援が必要である障がいのある方

事業内容

(2) 費用

原則として、サービス利用に係る総費用の1割の金額を負担する。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担する。

- *要綱等 札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援実施要綱
- *令和7年度予算 351千円(国補・道補)

照 会 先 | 各区保健福祉部保健福祉課

12 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

(事業開始 令和6年4月)

重度訪問介護利用者を対象に大学等において就学するにあたり、大学等への通学および大学等の敷 地内における身体介護等を行う。

(1) 対象者

重度訪問介護の対象者かつ、以下の要件を満たす大学等に通学している方。

<大学等の要件>

事業内容

障がいのある学生への支援について協議を行う委員会と支援を担う相談窓口が設置されており、常 時介護を要する学生への支援体制構築に向けた計画が策定され、着実に進められていること。

(2) 費用

原則として、サービス利用に係る総費用の1割の金額を負担する。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担する。

- *要綱等 札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業実施要綱
- *令和7年度予算 2,043千円(国補・道補)

四四	\triangle	#
	75	71.

市保健福祉局障がい福祉課

13 入院者権利擁護推進事業

(事業開始 令和6年4月)

精神科病院入院者に対して、支援員が訪問し相談に応じる(入院者訪問支援事業)ほか、退院後の暮らしに向けピアサポーターを派遣する(ピアサポーター活用業務)。

(1) 入院者訪問支援事業(R6.4~開始)

訪問支援員が精神科病院に訪問し、面会を希望する入院患者(札幌市長の同意による医療保護入院者等)の話を丁寧に聴きつつ、入院中の生活に関する一般的な相談に応じることや必要な情報提供を行う。

事業内容

(2) ピアサポーター活用業務(H21.2~開始)

ピアサポーターが精神科病院を訪問し、退院を希望する方の退院後の生活についての不安や課題 に対し、当事者の目線で相談に応じることや情報提供を行う等の支援を行う。

*要綱等 札幌市入院者訪問支援事業実施要綱

ピアサポーター活用業務実施要綱

*令和7年度予算 9,000千円 (国補)

照会先

市保健福祉局障がい福祉課

第4章 経済的援護

第1節 手当・年金等

1 特別障害者手当

(事業開始 昭和61年4月)

在宅の特別障がい者に対し、著しく重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図る所得保障の一環として手当を支給する。

(1) 対象者

日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障がいの状態にある 20 歳以上の在宅の方。ただし、病院などに継続して 3 か月を超えて入院している方、施設に入所中の方は該当しない。

(別表)令和7年度特別障害者手当等所得制限限度額 (単位:円)

扶養親族	本 人 所 得 制 限	扶養義務者所得制限		
等の数	所 得 額	所 得 額		
0人	3, 661, 000	6, 287, 000		
1	4, 041, 000	6, 536, 000		
2	4, 421, 000	6, 749, 000		
3	4, 801, 000	6, 962, 000		
4	5, 181, 000	7, 175, 000		
5	5, 561, 000	7, 388, 000		

事業内容

(令和7年8月支給分以降適用)

- ※ 収入額は、給与所得者を例として、給与所得控除額等を加えて表示した額である。
- (2) 障がいの程度
 - ① 国民年金1級程度の障がいが2つ以上ある方
 - ② 上肢・下肢・体幹機能障がいの状態が、国民年金1級程度で、かつ、日常生活において常時特別の介護を必要とする方
 - ③ 内部障害・その他の疾患の状態が国民年金1級程度で、かつ、結核治療指針の安静度 1度(絶対安静)の状態にある方
 - ④ 重度の精神障がいで、日常生活において常に厳重な注意を必要とする方
- (3) 支給額

1人につき月額29,590円(令和7年4月1日現在)

(4) 手続

区保健福祉部保健福祉課に所定の請求書を提出する。

- *要綱等 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- *令和7年度予算 980,720千円(国負) ※障害児福祉手当・経過的福祉手当を含む。

照 会 先 | 各区保健福祉部保健福祉課

2 障害児福祉手当

(事業開始 昭和61年4月)

在宅の重度障がい児に対し、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給する。

(1) 対象者

在宅の20歳未満の重度障がい児で、日常生活に常時介護を必要とする方。ただし、施設に入所中の方、障がいを事由とする年金を受けている方は該当しない。(所得制限あり、「1 特別障害者手当」の別表参照)

(2) 障がいの程度

事業内容

- ① 身体障害者手帳1級及び2級の一部の方
- ② 知的障がい(児)者(療育手帳Aの方のうち、おおむね知能指数20以下)
- ③ 精神障がい、血液障がい等で前記と同等の障がいを有する方
- (3) 支給額

1人につき月額16,100円(令和7年4月1日現在)

(4) 手続

区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書を提出する。

- *要綱等 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- *令和7年度予算(国負) ※予算は特別障害者手当に含む。

照会先

各区保健福祉部保健福祉課

3 経過的福祉手当

(事業開始 昭和50年10月)

昭和 61 年 3 月 31 日において 20 歳以上の従前の福祉手当受給資格者であって、昭和 61 年 4 月 1 日 において特別障害者手当も障害基礎年金も受給することができない方に対し、引き続き支給要件に該当する期間に限って手当を支給する。(所得制限あり、「1 特別障害者手当」の別表参照)

事業内容

(1) 支給額

1人につき月額16,100円(令和7年4月1日現在)

- *要綱等 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- *令和7年度予算(国負) ※予算は特別障害者手当に含む。

照 会 先

4 特別児童扶養手当

身体又は精神に障がいを有する児童を養育している方に手当を支給することにより福祉の増進を図る。

(1) 対象者

20歳未満の児童で身体又は精神に重度、中度の障がいを有する児童を養育している父母等

- (2) 支給制限
 - ① 対象児童が障がいを事由とする年金給付を受けるとき。
 - ② 父母等の前年の所得が別表の額以上のとき。
 - ③ 対象児童が施設に入所しているとき(ただし、通園している場合は除く)。

(3) 支給額

(令和7年4月1日現在)

障がい程度	手当月額(児童1人につき)
1級(重度)	56,800円
2級(中度)	37,830円

(別表) 令和7年度特別児童扶養手当所得制限限度額 (単位:円)

事業内容

扶養親族 等 の 数	本人所得制限		扶養義務者所得制限	
	収入額	所 得 額	収入額	所 得 額
0人	6, 420, 000	4, 596, 000	8, 319, 000	6, 287, 000
1	6, 862, 000	4, 976, 000	8, 586, 000	6, 536, 000
2	7, 284, 000	5, 356, 000	8, 799, 000	6, 749, 000
3	7, 707, 000	5, 736, 000	9, 012, 000	6, 962, 000
4	8, 129, 000	6, 116, 000	9, 225, 000	7, 175, 000
5	8, 546, 000	6, 496, 000	9, 438, 000	7, 388, 000

(令和3年8月支給分以降適用)

(4) 手続

区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書を提出する。

- *要綱等 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- *令和7年度予算 29,664千円(国委)

照 会 先

5 外国人障害者福祉手当

制度的制約により、公的年金を受給できない外国人重度心身障がい者に対し、福祉の向上を図ることを目的として福祉手当を支給する。

(1) 対象者

本市に住民登録をしている、もしくは本市の被措置者である外国人のうち、次のいずれかに該当する方。

- ① 昭和37年1月1日以前に生まれ、昭和57年1月1日前に重度心身障がい者だった方、又は 昭和57年1月1日以降に重度心身障がい者となり、その初診日が昭和57年1月1日前である方 (昭和57年1月2日以降に日本国籍を取得した方を含む)。
- ② 昭和36年4月1日から昭和57年1月1日までの間に日本国籍を取得し、取得日前に20歳に達していて重度心身障がい者だった方、又は取得日以降に重度心身障がい者となり、その初診日が取得日前である方。
- (2) 支給額

月額 36,000 円

(3) 支給制限

事業内容

- ① 公的年金を受けるようになったとき。(年金額が手当額に満たないときは差額を支給する。)
- ② 本手当と同様の目的で支給される他の手当等を受けるようになったとき。
- ③ 生活保護を受けるようになったとき。

令和7年度所得制限限度額

(単位:円)

扶養親族の数	所 得 額	
0 人	4, 794, 000 円	
1 人	5, 174, 000 円	
2 人	5, 554, 000 円	
3 人	5, 934, 000 円	

※令和7年10月支給分以降適用

(4) 手続

区保健福祉部保健福祉課に申請書、所得証明書を提出する。

- *要綱等 札幌市外国人高齢者·障害者福祉手当支給要綱
- *令和7年度予算 940千円(道補)

照 会 先

6 心身障害者扶養共済

心身障がい(児)者を扶養している保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が生存中一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡(又は重度の障がい)した場合に残された心身障がい者に終身一定額の年金を支給する。これにより、障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障がい者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減を図る。

- (1) 心身障がい(児)者の範囲
 - ① 知的障がい(児)者(療育手帳をお持ちの方)
 - ② 身体障がい(児)者(身体障害者手帳の等級が3級以上の方)
 - ③ 精神又は身体に永続的に障がいを有する(児)者で①又は②と同程度の障がいと認められる方(たとえば脳性麻痺、進行性筋萎縮症、血友病、難病、精神疾患、自閉症など)
- (2) 加入資格

前記の心身障がい(児)者を扶養している保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その 他の親族等)であって、次のすべての要件を満たしている方

- ① 札幌市内に住所があること。
- ② 年齢が65歳未満であること。(年齢は毎年4月1日における年齢を基準とし、翌年3月31日まで同一年齢とする。)
- ③ 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること。
- (3) 掛金 (月額・新規加入者)
 - ① 掛金は、毎月定められた日までに納入する。
 - ② 掛金の額(月額)は、加入時の年齢により異なる。
 - ※心身障がい(児)者1人につき、2口まで加入できる。
 - 2口加入する方の掛金額は、加入時の年齢に応じた掛金月額の合計 となる。

事業内容

加入時の年齢	平成20年4月1日改正前加入の	平成20年4月1日改正後に新たに		
カロンプログログンナー図り	方の掛金月額	加入された方の掛金月額		
35 歳未満	5,600円	9,300円		
35 歳以上 40 歳未満	6,900円	11, 400 円		
40 歳以上 45 歳未満	8,700円	14,300円		
45 歳以上 50 歳未満	10,600円	17, 300 円		
50 歳以上 55 歳未満	11,600円	18,800円		
55 歳以上 60 歳未満	12,800円	20,700円		
60 歳以上 65 歳未満	14,500円	23,300円		

(4) 優遇措置

① 掛金の減免

ア 加入者が生活保護世帯に属している場合

10割(全額)減免

イ 加入者及びその配偶者が市民税非課税の場合

5割減免

ウ 加入者及びその配偶者が市民税所得割非課税の場合 3

3割減免

② 掛金の免除

1口目、2口目とも、それぞれ加入(口数追加)してから、継続して 20 年以上になり、かつ、4月1日の時点で 65 歳に達した加入者は、その後初めて到来する加入応答月から掛金が免除される。

(ただし、昭和 61 年 3 月 31 日までに 45 歳未満で加入した方は、25 年以上続けて加入し、かつ、65 歳以上になった場合に免除となる。)

- ③ 税制上の措置
 - ア 掛金は、所得税及び地方税の対象となる所得から全額控除される。
 - イ 年金、弔慰金には、所得税が課されない。

(5) 年金の支給

- ① 加入者が死亡又は重度の障がい(一定の条件あり)となったときは、その月から心身障が い(児)者に対し、1口につき毎月2万円の年金を支給する。
- ② 年金は、心身障がい(児)者の生涯にわたって支給する。

注:加入者又は心身障がい(児)者に、故意又は重大な過失があったときは、年金が支給さ れないことがある。

(6) 年金管理者

心身障がい(児)者が年金を受け取り、管理することが困難であるときは、加入者はあらか じめ年金管理者を指定することができる。

(7) 弔慰金の支給

1年以上加入した後、心身障がい(児)者が死亡したときは、一時金として加入期間に応じ て弔慰金が支給される。

事業内容

+n 3 #888	平成20年4月1日改正前加入の	平成20年4月1日改正後に新たに加
加入期間	方の1口当たりの支給額	入された方の1口当たりの支給額
1年以上 5 年未満	30,000円	50,000円
5年以上20年未満	75,000円	125,000円
20 年以上	150,000円	250,000 円

(8) 脱退一時金の支給

5年以上加入した後、加入者が脱退又は口数を減少するとき、一時金として加入期間に応じ て脱退一時金が支給される。

加入期間	平成20年4月1日改正前加入の	平成20年4月1日改正後に新たに加	
加入州市	方の1口当たりの支給額	入された方の1口当たりの支給額	
5年以上10年未満	45,000円	75,000円	
10 年以上 20 年未満	75,000円	125,000円	
20 年以上	150,000円	250,000円	

(9) 加入手続

区保健福祉部保健福祉課に加入等申込書等を提出する。

- *要綱等 札幌市心身障害者扶養共済制度条例 同施行規則
- *令和7年度予算 479,198千円(国補)

照 会 先 市保健福祉局障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課

第2節 福祉機器

1 補装具費の支給

(事業開始 平成18年10月)

身体機能を補完、代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具(車椅子、補聴器等)の購入、修理又は借受け(以下この事業内容内において「購入等」という。)に必要な費用を支給する。

(1) 支給対象種目

(1) 义和对象性日	
障がいの種類	種目
肢体不自由	義肢(義手、義足)、装具(レディメイド、オーダーメイド)、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ(カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多脚つえ、松葉づえ、プラットホーム杖)、車載用姿勢保持装置※18 歳未満のみ〜起立保持具、排便補助具
重度の肢体不自由 かつ音声・言語障がい	重度障害者用意思伝達装置
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡(矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視 用)
聴覚障がい	補聴器(高度難聴用(ポケット型、耳かけ型)、重度難聴用(ポケット型、耳かけ型)、 耳あな型(レディメイド、オーダーメイド)、骨導式(ポケット型、眼鏡型)) 人工内耳(人工内耳音声信号処理装置の修理のみ)
難病患者等	車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、装具、歩行補助つえ等

事業内容

なお、補装具の種類、規格等は「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」 に基づく。

(2) 手続

区保健福祉課に申請書、見積書、住民税の証明書等を提出し、支給決定及び補装具費支給券の交付を受けた後、事業者と契約を結んで補装具の納品又は修理を受ける。

(3) 費用負担

補装具の購入等にかかる費用の1割を負担することとなるが、市民税の課税状況等に応じて月額 負担上限額が設定される。

市民税課税状況等	月額負担上限額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

- ※ 市民税の所得割額が一定額(46万円)以上の場合は、支給対象外となる。 (障がい児は除く。)
- *要綱等 札幌市補装具費支給事務取扱要綱
- * 令和 7 年度予算 619,112 千円 (国負・道負)

照 会 先

各区保健福祉部保健福祉課

2 重度障がい者(児)等日常生活用具給付

(事業開始 昭和44年5月)

日常生活上の便宣を図るための用具であって、一般的に普及していない用具(特殊寝台、ストーマ用装具等)を給付する。

(1) 対象者

身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方及び難病患者等で、下記表の「対象者」にそれぞれ掲げるとおり(原則は在宅の方を対象とするが、歩行補助つえ、頭部保護帽、保護ブーツ、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字器、人工喉頭、ストーマ用装具及び収尿器については、病院・施設等に入院・入所中であっても給付の対象とする)。

(2) 給付手続

事業内容

区保健福祉課に申請書、見積書、住民税の証明書等を提出し、給付券の交付を受け、札幌市の委託 業者から給付を受ける。

(3) 費用

日常生活用具の給付に要する費用の1割を負担することとなるが、市民税の課税状況等に応じて月額負担上限額が設定される。

市民税課税状況等	月額負担上限額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円(ストーマ用装具にあっては3,100円)

※ 市民税課税額が一定額を超える場合は、支給対象外となる。

特殊 複白 対象 者 性能		(4) 日常	生活用具	具の種類	į					_
以上である身体離かい者(限)であり、原 則として学婦児以上の者であって、寝坛の も。 ・ 2難病はがイズ(一部介助)又は「全 が加)の者。 特殊マット (特殊マット] 次のいずれかの要件を満たしている者 下肢又は体神機能離かいの程度が である者体にかいの理性が過ぎ者をあって、寝たきりの状態 である者体にがいて「一部介助」として である者に原制として3割以上の者 で下肢又は体神機能静かいの程度が2割以上である場体にがいるとして、 でおいずれかの要件を満たし、P程度 である者に原制として3割以上の者 で下肢又は体神機能静かいの程度が2割以上である場体をかいの程度が1 技術にあいるかり、ADL 「地行」 「排泄」「食事」「入治」者胞皮」がすべて「一部介助」の者 「腫瘍助上アット」 次のいずれかの要件を満たし、帰癒を発 でもの者がほるのり、ADL 「地行」 「排泄」「食事」「入治」を形成し、アルトー 「排泄」「食事」「人治」「を形成」の者 「理解的上アット」 次のいずれかに設当するもの でもる自体障がいいる程度が2 をしている者文はそのおそれがある者 アト防又は体神機能静かいの程度が2 をしている者ではそのおそれがある者 アト防又は体神機能静かいの程度が2 をしている者ではそのおそれがある者 アト防又は体神機能静かいの程度が2 をしている者ではそのおそれがある者 アト防又は体神機能静かいの程度が2 をしている者ではそのおそれがある者 アト防又は体神機能静かいの程度が2 をしている者ではそのおそれがある者 アト防又は体神機能静かいの程度が2 をしている者のはそのかでで、原則として3割以上のなる。 でものる神障がいは名(第時介護を要する をして発売しいがも(別)であって、原則として3割以上のなる自体時がいば (別)であって、原則として全婦則以は全 介助、の者。 特殊な業材と形状により体圧 分散効果を有するもの、 なるの、(ただし、移動用リフトのスリ ングシーとを含く。 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・といるし、 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・といるし、 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・といるし、 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・といるし、 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・といるし、 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・といるし、 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・といるし、 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・といるし、 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・といるし、 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・といるし、 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・といるし、 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・といるし、 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・といるし、 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・と、一を終し、 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・と、一を添く。 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・)・と称へ。 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・)・と称へ。 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・といるし、 な、(ただし、をも助用リフトのスリ ング・)・と称へ。 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・)・と称へ。 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・と、一を含く。 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・)・と称へ。 な、(ただし、移動用リフトのスリ ング・と、をし、し、 な、(ただし、ため)、 な、(ただし、移動用)、 な、(ただし、と、し、と、は、と、は、は、は、は、は、と、は、は、は、は、は、は、は、は、		区分	種	目	対	象	者	性	能	耐用年数
次のいずれかの要件を満たしている者 ア 児童相談所又は知知等書書聖生相談 所において、知的噂か、者(児)として判 定された障がいの程度が重要又は最美を度 である者で、関則として3歳以上の者 † 下膝又は体幹機能障がいの程度が2級以上である身体障が、著詞患者等であって、 寝たきりの状態にあり、ADL 「歩行」 「排泄」負事」「入治」「着脓丸」がすべ で 「一部介別」又は「全介別」の者 「実にしている者とはを今時を消し、の程度が2級以上である身体障が、以下原則として3歳以上の者 ア 下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上である身体障がい場で、原則として3歳以上の者 イ 下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上である身体障がいるで、原則として3歳以上の者 イ 下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上である身体障がいるで、原則として3歳以上の者 イ 下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上である身体障がいる信仰である者に限る) 更 難病患者等であって、寝たきりの状態にあり、ADL 「歩行」「排泄」負事」「入治」者形な」がすべて「一部介別」			特殊	寝 台	以上である身体 則として学齢児 り、起き上がり 者。 ②難病患者等で にあり、ADL 浴」「着脱衣」がで	障がい者 以上の者 、立ち上が 、あって、 「歩行」「「	(児)であり、原 であって、寝返 がり等が困難な 寝たきりの状態 非泄」「食事」「入	を個別に調整でき もの。 (本体と一括交り、基準額内で何 ブル及びサイドレ	そる機能を有する 付する場合に限 対属品としてテー	8年
調			特殊·	マット	次のいずれかの ア 児おいたで、	又は知いいのでは知いいのでは知いいのではないができます。 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	障害者更生相談者(児)として国際といる。 重度又はの者の程度が2級で、原則として3級に関いまででででででででででである。 がいの程度が1でである。 は、では、1では、1では、1では、1では、1では、1では、1では、1では、1では	又は損耗を防止す (寝具)にビニー	「るためのマット	5年
日 である身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上の者。(常時介護を要する者に限る。) ②難病患者等であって、自力で排尿できず、ADL「排泄」が「一部介助」又は「全介助」の者。	事業内容	練支援			次のいずれかの 症している者が 形成している者が 一次にはなる。 一次にはなる。 一次にはなり である。 一次にはなり である。 一次には、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	要件を満さいます。要件を満さいます。 学機障がい 一幹機能がい 一幹機能者(て て し が すがい すい で し が すが い すい で で で で か すい か すい か すい か すい か すい か	うそれがある者がいの程度が2 い児で、原則としがいの程度が1 常時介護を要す 、寝たきりの状」「排泄」「食事」	次のいずれかに該ア エアーマット なるもの イ 特殊な素材と	当するもの、と送風装置から と形状により体圧	5年
上であり、入浴に介護を要する身体障がい者(児)であって、原則として3歳以上の者。 体位変換器 ①下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上であり、下着交換等に当たって他人の介助を要する身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上の者。 ②難病患者等であって、寝たきりの状態にあり、ADL「歩行」「排泄」「食事」「入		具	特殊	尿 器	である身体障が として学齢児以 る者に限る。) ②難病患者等で ず、ADL「排泄	い者 (児) 上の者。(があって、)	であって、原則常時介護を要す	障がい者(児)、糞	生病患者等又は介	5年
以上であり、下着交換等に当たって他人 の介助を要する身体障がい者(児)であ って、原則として学齢児以上の者。 ②難病患者等であって、寝たきりの状態 にあり、ADL「歩行」「排泄」「食事」「入			入浴	担架	上であり、入浴	こ介護を	要する身体障が	容易に入浴させる の。(ただし、移動	ることができるも 加用リフトのスリ	5年
「全介助」の者。			体位	变換器	以上であり、下の介助を要するって、原則とし②難病患者等でにあり、ADL浴」「着脱衣」が	着交換等 身体障が て学齢児 「歩行」「掠 でて、「	こ当たって他人 い者(児)であ 以上の者。 寝たきりの状態 泄」「食事」「入			5年

	移動用リフト	①下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として3歳以上の者。 ②難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいがあり、ADL「歩行」が「一部介助」又は「全介助」の者。	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、介助者が身体障がい者(児)又は難病患者等を移動・入浴させるに当たって容易に使用し得るもの。(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うもの、立ち上り補助椅子及び段差解消機を除く。)	4年
区分	種目	対 象 者	性能	耐用年数
	入浴補助用具	①下肢又は体幹機能に障がいを有し、入 浴に介助を必要とする身体障がい者(児) であって、原則として3歳以上の者。 ②難病患者等であって、入浴に介助を要 する者。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者 (児)、難病患者等又は介助者が容 易に使用し得るもの(例:入浴用い す、浴槽用手すり、浴槽内いす、入 浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ 等)。ただし、設置に当たり住宅改 修を伴うもの及び入浴用リフトを 除く。 ※住宅改修費の給付対象外の者で あって、設置にあたり取付費用を 必要とする場合は、取付費用を含 む。	8年
	ポータブル便器	①下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上の者。 ②難病患者であって、常時介護を要する状態にあり、ADL「排泄」が「一部介助」又は「全介助」の者	障がい者(児)又は難病患者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
自立	歩行補助つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、自力での移動が困難な身体障がい者 (児)。	木材又は軽金属製で障がい者が容易に使用し得るもの(補装具費の支給対象となるものを除く)。必要に応じて、アイスピックをつけることができる(10月~3月に限る)。	3年
生活支援用具	移動・移乗支援 用 具	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に 障がいを有し、家庭内の移動等において 介助を必要とする身体障がい者(児)で あって、原則として3歳以上の者。 ②難病患者等であって、下肢が不自由で、 ADL「歩行」が「一部介助」又は「全 介助」の者。	おおむね次のような性能を有する 手すり、スロープ、簡易昇降便座、 補高便座等の用具であること。 ア 障がい者(児)又は難病患者 等の身体機能の状態を十分に踏ま えたものであって、必要な強度と 安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の 補助、移乗動作の補助、段差解消等 の用具とする。 ※住宅改修費の給付対象外の者で あって、設置にあたり取付費用を 必要とする場合は、取付費用を含 む。	8年
	頭部保護帽	次のいずれかの要件を満たしている者。 ア 児童相談所又は知的障害者更生相談 所において知的障がい者(児)として判 定され、障がいの程度が重度又は最重度 であり、てんかんの発作等により頻繁に 転倒する者。 イ 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能 に障がいを有し、頻繁に転倒する身体障 がい者(児)。 ウ てんかんを事由とした精神障害者保 健福祉手帳1級の交付を受けた者で、転 倒の恐れがある者。	転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。	3年

 1	1			1
	特殊便器	①次のいずれかの要件を満たしている者。 ア 児童相談所又は知的障害者更生相談所 において、知的障がい者(児)として判定 され、障がいの程度が重度又は最重度であ り、訓練を行っても自ら排便後の処理が困 難な者であって、原則として学齢児以上の 者。 イ 上肢障がいの程度が2級以上の身体障 がい者(児)であって、原則として学齢児 以上の者。 ②難病患者等であって、上肢機能に障がい のある者。	障がい者(児)、難病患者等又は 介助者が容易に使用し得るもの で、温水・温風を出し得るもの。た だし、取替えに当たり住宅改修を 伴うものを除く。	8年
区分	種目	対 象 者	性能	耐用年数
	火災警報器	次のいずれかの要件を満たしている者。 ただし、火災発生の感知及び避難が著し く困難な障がい者(児)のみの世帯及び これに準ずる世帯に限る。 ア 児童相談所又は知的障害者更生相談 所において、知的障がい者(児)として判 定され、障がいの程度が重度又は最重度 である者。 イ 総合等級 2 級以上の身体障がい者 (児) ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受 けた者。	室内の火災を煙又は熱により感知 し、音又は光を発し、屋外にも警報 ブザーで知らせ得るもの。	
自 立 生 活 支	自動消火器	①次のいずれかの要件を満たしている者。 ただし、火災発生の感知及び避難が著しく 困難な障がい者(児)のみの世帯及びこれ に準ずる世帯に限る。 ア 児童相談所又は知的障害者更生相談所 において、知的障がい者(児)として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である 者。 イ 総合等級2級以上の身体障がい者(児)ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け た者。 ②難病患者等であって、身体機能の低下又 は視力の障がいにより消火活動が困難で、 ADL「歩行」が「一郡介助」又は「全介助」 の者。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消し得るもの。	8年
援用具	電磁調理器	次のいずれかの要件を満たしている者。 ア 視覚障がいの程度が2級以上である 身体障がい者(視覚障がい者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯に限る。) イ 児童相談所又は知的障害者更生相談 所において知的障がい者(児)として判 定され、障がいの程度が重度又は最重度 であって、18歳以上の者。	視覚障がい者又は知的障がい者が 容易に使用し得るもの。	6年
		視覚障がいの程度が2級以上である身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上の者。	視覚障がい者 (児) が容易に使用し 得るもの。	10年

聴覚障害者用 屋内信号装置 -	聴覚障がいの程度が2級である身体障がい者。(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であり、現に所有していない場合に限る。)	音声及び言語を視覚、触覚で知覚 できる装置を備えており、取扱い が容易なもの。 ※サウンドマスター、聴覚障害者 用目覚時計、聴覚障害者用屋内信 号灯を含む	10年
保護ブーツ	下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上であり、車いすを利用している身体障がい児であって、原則として3歳以上の者。	有し、容易に着脱することができ	3年

	区分	種目	対	象	者	性	能	耐用年数
		透析液加温器	ある身体障がし	ハ者 (児) 莫灌流法(が 3 級以上で であって、自己 CAPD) によ	透析液を加湿し保つもの。	、一定温度を	5年
		ネブライザー	はこれと同程服 級 3 級以上の記 て、安全・適切に 者。 ②難病患者等で 要件を満たして ア 呼吸器機能 イ 総合等級 4	をの障がいき 身体障がいて 使用でき であっている者。 に 障がいれる 級以上で	度が 3 級以上又 を有する総合等 者 (児)であっる 介助者がいる 欠のいずれかの がある身体障がい ある身体 に認め あるり要と認め	障がい者(児)、 は介助者が容易 るもの。		5年
	在 宅 療	電気式たん吸引器	①呼吸器機能障はこれと同程的級 3 級以上の設定を、適切に者。 変性を満たとのでは、変性を満たとのでは、変性を満たとでで、呼吸器機能である。 ②難病患者等でで、呼吸器機能できる。 では、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般に	をの障がいます。 は関でさいであっている。 はに障がいが、 はにでいる。 はにでいいが、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	度が3級以上又を有する総合等者(児)であっる介助者がいる次のいずれかのがある者。ある身体障がいぬ備を必要と認め			5年
	養 支	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法	を行う身体	障がい者	障がい者又はか に使用し得るも		10年
	援用	盲人用体温計 (音声式)			B以上の身体障 原則として学齢	視覚障がい者() 使用し得るもの		5年
事業内容	具	盲人用体重計 (音声式又は 触読式)	視覚障がいの がい者	程度が2約	及以上の身体障	視覚障がい者かし得るもの。	「容易に使用	5年
		視覚障害者用 血圧計 (音声式)			B以上の身体障 原則として学齢			5年
		パルスオキシメーター	人工呼吸器を表 ア 呼吸器機能 いを有する身体 イ アと同程度 がい者(児)で た者。 ②難病患者等で 着が必要であり	療法を行った。 養している にでいれる にでいれる にでいい者 でいい者 でいい者 でいい者 でいい者 でいい者 でいい者 でいい者 でいい者 でいい者 でいいる にいいる でいる で	っている者又は る者。 は心臓機能障が (児)。 を有する身体障 師が必要と認め 人工呼吸器データ 医師が器具の常	①障がい者(児) 用し得るもの。 ②呼吸状態を終 タリルでする 機能容易に ※性能に と同じ番号のみ	(注1) 継続的にモニ とが、難病患者 し得るもの。 は、対象者欄	5年

区分	種 目	対	象	者	性	能	耐用年数
	携 帯 用 会 記補 助 装 置	る又は肢体不同	自由である 、発声・発記	身体障がい者 吾に著しい障が	文章に変換する い者 (児) が容易 イ タブレット! アプリケーショ て、アと同様の札 必要に応じてキ	ことばを音声又は、機能を有し、障が関い使用し得るもの端末上で動作する。 コンソフトであっ 機能を有するもの。 ーカード及びキーをつけることがで	5年
情	情報・通信支援用具	以上の身体障が機器(パーソナ するにあたり、 辺機器及びソフ 原則として学齢	べい者 (児) -ルコンピ: 障がいの特フト等を必 ラトリントのも	であって、情報 1ータ)を操作 性に応じた周 要とする者で、 ぎ。	ことにより、必要 及びソフト等で	上肢障がいがある 要となる周辺機器 あって、障がい者 使用し得るもの。	5年
報	点字ディスプレイ	視覚障がいの程 障がい者(児) る者。				ュータの画面情報 示すことのできる	6年
意	点 字 器	視覚障がいを有であって、必要			筆を組み合わ 書真鍮板製若 規が一体とな 組み合わせて ラスチック製	点字板と定規と点 せて使用する両面 しくは点字板と定 ったものと点筆を 使用する両面書 であって、標準規 (191 mm×258 mm)	ア 7年
思					の。 イ 携帯用 体となったも わせて使用す	(ことができるも 点字板と定規が一 のと点筆を組み合 るもので、携帯し とが可能なもの。	イ 5年
疎	点字タイプライター	視覚障がいの程 い者 (児) であ 上の者。(本人か るか又は就労か	って、原則と が就学若しく	こして学齢児以 くは就労してい	視覚障がい者(児得るもの。	記)が容易に使用し	5年
通 支	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障がいの程 い者 (児) であ 上の者。			又は認識でき、 式による録音かり記録された図製品であって、れ が容易に使用し イ 音声等により	リ操作ボタンが知覚	6年
援					式により記録さ 可能な製品であ	かつ、DAISY方 された図書の再生が あって、視覚障がい に使用し得るもの。	
具	視覚障害者用音 I C ターレコーダー	い者 (児) であ 上の者。	って、原則と	として学齢児以	別を容易にする 字、凸まい 覚では、かつ、 I 積識別情デーのと け、音に力する関 して出方はもので 操作すす(児)が容 の。	有する者の物の識 製品であって、がの表 り操作でボタンの他 にながそのででがそのででがるのでででです。 を音声ではいるではできるでいる。 を音声ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	5年
	視覚障害者用活字読上げ装置				た当該文字情報 を読み取り、音声 出力する機能を	紙面上に記載され を暗号化した情報 時情報に変換して、 有するもので、視 が容易に使用し得	6年

	区分	種	目	対	象	者	性	能	耐用年数
	情	視覚障害 拡大 読		視覚障がいを有 であって、原則の			刷物等)の上、2 で、簡単に拡大で 等)をモニターに ただし、本装置を 等を読むことが	読みたいもの(印 又は下に置くこと された画像(文字 こ映し出せるもの。 を使用しても文字 できない視覚障が しては、音声読上げ こもの。	8年
	報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	視覚障害急地震速		視覚障がいの程 い者(視覚障か に準ずる世帯で に限る)	い者のみの	の世帯及びこれ	げる機能を有する 震速報の受信に が入り、地上デ	作を音声で読み上 るもので、緊急地 伴い自動的に電源 ジタル放送の音声 オ放送を受信する 器。	5年
	意思	盲人用		視覚障がいの程い者(児)であ い者(児)であ 以上の者。(本人 合に限る。)	って、原見	則として学齢児	視覚障がい者 (児 得るもの。	3) が容易に使用し	10年
	疎通	聴覚障害通信。		聴覚又は音声機いの程度が3級であって、原則 (ただし、同一いる場合を除く	以上の身体 として学 世帯内に関	林障がい者(児)	き、音声の代わ 通信が可能な機	接続することがでりに文字等により おであり、障がい で使用し得るもの。	5年
事業内容	支援用	聴覚障害情報受信		聴覚障がいを有であって、本装可能になる者。 に一台の給付に	する身体 置によりす (原則とし	レビの視聴が	い者用番組並び 幕及び手話通訳 ものを画面に出 し、かつ、災害時 け緊急信号を受	訳付きの聴覚障が にテレビ番組に字 の映像を合成した け力する機能を有 の聴覚障がい者向 信するもので、聴 が容易に使用し得	6年
	具	人工『	候 頭	音声機能又は言体障がい者 (児 意思疎通が可能) であって	、本装置により	を振動させ、ビュ じて音源を口腔 るもの。 イ 電動式 顎 動板を駆動させ	によりゴム等の膜 ニール等の管を通 内に導き構音化す 下部等にあてた電 、経皮的に音源を 音化するもの。(電 含む。)	ア 4年 イ 5年
	排泄管理支援	ストーマ用	用装具	次のいずれかの ア 人工肛門、 は治療困難な服工肛門・排便・排便・排便・ ら排便・排の排例 イ 高度の排例 でするでは、 にて導尿を行っ	人工膀胱を 湯瘻がある。 胱又は治療理を行って 機能障がしてあって、特別であって、特別であって、特別であって、特別であって、特別である。	ご造設した者又 者であって、人 限困難な腸瘻か いる身体障が いを有する身体 常時カテーテル	型又は下部開放で、ラテックスを対して、ラテックスを対して、カラックでは、カラッかでは、カラックでは、カラックでは、カラックでは、カラッかでは、カラックではないでは、カラックではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	剤を使用した密封型の収納袋であっ 製又はプラスチッ もの。別表1の2に 含む。(※注1)	_
	用具	収 尿	器	ぼうこう機能障者 (児) で、排尿者。			成し、尿の逆流隙 もの。 イ 女性用 耐: を有するもの(普	尿器と蓄尿袋で構 方止装置のついた 久性ゴム製採尿袋 強型) 若しくはポ 採尿袋導尿ゴム管 型)	1年

	区分	種	目	対	象	者	性	能	耐用年数
	住宅改修費	補助	活動作用 具收修費)	者 ア 下肢、体 期以前の非進機能障がい(の障がい程度がい者(児)で イ 特殊便障が はり、上肢障 身体障がい者 上の者。	全機能に関する 全機能に関する をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 でい。 でいる。 でい	である身体障齢児以上の者。 とでする場合にが 2 級以上のって、学齢児以 下肢又は体幹、DL 「歩行」	障がい者 (児) 又I 動等を円滑にする 規模な住宅改修を は除く)。賃貸住 の改修許可が得 る。(退去時の原外)。	5用具で設置に小 を伴うもの(新築 宅にあっては家主 られる場合に限	_
	ト、剥 グ、パ *要綱	板状皮膚 離剤(リ ウチカバ 等 札幌	i 保護剤、 ムーバー ー、スト 市重度障	用手成形皮膚)、皮膚被膜剤 ーマ用はさみ	解 (スキン 、消臭・ 等日常生	固定用ベルト バリア)、レ 潤滑剤 活用具給付事	のとおり。練状成 、固定用テープ ッグバッグ、ナイ 業実施要綱	、コンベックス~	インサー
照 会 先	各区保	建福祉部	保健福祉	課					

3 子どもの補聴器購入費等助成

(事業開始 平成26年4月)

軽度・中等度難聴のある子どもの補聴器購入・修理に要する費用を助成する。

(1) 対象者

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴のある、札幌市にお住まいの満 18 歳未 満の子どもの保護者(聴力レベルや保護者の所得に制限がある)

(2) 助成手続

補聴器を<u>購入又は修理する前</u>に補聴器相談医の意見書、補聴器業者の見積書等を添付して区保健 福祉課で申請する。助成決定後、補聴器業者で購入又は修理した後、助成金を交付する(助成金 の受領を補聴器業者に委任することができる)。

(3) 助成対象となる費用

補聴器本体の購入又は修理にかかる費用(助成基準額は、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度における「耳かけ型補聴器」の支給基準額に準じる。)※補聴援助システム(FM式・デジタルワイヤレス式)も助成対象

事業内容

(4) 費用負担

市民税の課税状況等に応じて、下表のとおり自己負担額がある。

市民税課税状況等	自己負担額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	助成基準額の1割

- ※ 購入又は修理に要する費用と助成<u>基準</u>額との差額については、表の区分に関わりなく自己負担と なる。
- ※ 保護者の属する世帯に市民税の所得割額が一定額(46万円)以上の方がいる場合は、支給対象外 となる。
- *要綱等 札幌市子どもの補聴器購入費等助成事業実施要綱
- *令和7年度予算 7,400千円 (市単)

照 会 先 | 各区保健福祉部保健福祉課

4 点字図書の給付

(事業開始 平成4年4月)

- 情報を点字によって得ている視覚障がい者(児)に対し、点字図書を給付する。
- (1) 給付手続
- ① 区保健福祉部長に登録申請書を提出し、点字図書給付台帳に登録を受ける。
 - ② 区保健福祉部長に給付申請書及び指定の出版施設が発行する点字図書発行証明書を提出し、点字図書発行証明書に区保健福祉部長の証明を受け、出版施設から給付を受ける。

事業内 容

- (2) 費用負担
 - 一般図書の購入価格相当額を出版施設に支払う。
- *要綱等 札幌市点字図書給付事業実施要綱
 - *令和7年度予算 ※予算は札幌市重度障がい者(児)日常生活用具給付に含む。(国補・道補)

照 会 先 | 各区保健福祉部保健福祉課

1 障がい者交通費助成

(事業開始 昭和46年9月)

障がい等のある方に対して、バス・地下鉄・市電(以下「公共交通機関」という。)の乗車料金、タクシー料金又は自動車燃料費の一部助成するもの。なお、助成は選択制であり、有効期間の途中で他の助成へ切り替えることはできない。また、障害者手帳を複数所持している場合においても、複数の助成を受けることはできない。

- (1) 助成の種類・対象者
 - ① 福祉乗車証(ICカード)

市内の公共交通機関を無制限で利用できる乗車証。

対象者: 身体障害者手帳 1~2 級、療育手帳A、戦傷病者手帳特別項症~第 3 項症、精神障害者保健福祉手帳 1~2 級の方

② 助成チャージ

記名サピカ又は福祉割引サピカに助成額をチャージ。

対象者:身体障害者手帳3~4級、療育手帳B、戦傷病者手帳第4~6項症及び第1~5款症、いつくしみの手帳重度・軽度、被爆者健康手帳所持者のうち「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定するいずれかの手当受給者、精神障害者保健福祉手帳3級の方(助成上限額は、障がい種別・等級によって異なる。)

事業内容

③ 福祉タクシー利用券

1枚500円分の利用券を助成。

対象者: 身体障害者手帳 1~2 級、療育手帳A、戦傷病者手帳特別項症~第3項症、精神障害者保健福祉手帳1~2級(以下「重度障がい者」という。)、身体障害者手帳3~4級、療育手帳B, 戦傷病者手帳第4~6項症及び第1款症、いつくしみの手帳重度、被爆者健康手帳所持者中「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定するいずれかの手当受給者、精神障害者保健福祉手帳3級(以下「中度障がい者」という。)の方。助成上限額は、重度障がい者39,000円(78枚)、中度障がい者13,000円(26枚)

④ 福祉自動車燃料助成券

1枚1,000円分の助成券を助成。

対象者: 重度障がい者又は中度障がい者で、そのうち自ら自動車を運転できる方又は親族で代わりに運転できる方を確保できる方。助成上限額は、重度障がい者 30,000円 (30枚)、中度障がい者 10,000円 (10枚)

(2) 手続

区保健福祉課に障害者手帳及び所定の申請書を提出する。

- *要綱等 札幌市障がい者等に対する交通費助成規則
- *令和7年度予算 3,156,934千円(市単)

照 会 先

各区保健福祉部保健福祉課

2 障がい者通所交通費助成

(事業開始 平成3年8月)

対象施設に定期的に通所する障がいのある方や難病患者等の身体機能や生活能力等の維持・向上を 図り、社会参加や社会復帰を促進することを目的に、定期的に通所するために要する交通費の一部を 助成する。

- (1) 対象者
 - ① 身体障がい 3~6級の方
 - ② 知的障がいB・B-の方
 - ③ 精神障がい3級の方
 - ④ 自立支援医療(精神通院医療)を受けている方
 - ⑤ 知的又は精神障がいにより対象施設のいずれかに通所している方
 - ⑥ 難病患者等

事業内容

- ※ 身体障がい1・2級、知的障がいA、精神障がい1・2級の方は原則、助成対象とならない。 ただし、JR鉄道を利用している場合や、福祉乗車証の交付を受けている方で市外に通所している場合については、福祉乗車証の適用範囲外の部分について助成対象になることがある。
- (2) 助成額

自宅から通所施設までの運賃(実費分)に助成率を乗じた1日当たりの金額に、通所日数を乗じた額。

※助成率は、利用する交通機関のすべてで、交通事業者による障がい者への運賃割引が適用される場合は25%(ただし、月の通所日数が20日を超える場合、20日を超えた分については、50%)、利用する交通機関に、運賃割引が適用されないものが含まれる場合は50%

- *要綱等 札幌市障がい者等通所交通費助成要綱
- *令和7年度予算 78,712千円(市単)

照 会 先

市保健福祉局障がい福祉課

3 身体障がい者自動車運転訓練費補助

(事業開始 昭和48年4月)

身体に障がいがある人が自動車運転免許を取得する場合、教習を受けるために要する経費の一部を 補助する。

- (1) 対象者
 - ① 身体障害者手帳の等級が4級以上の方
 - ② 免許の取得により自立更生の促進が図られる方 ※ ただし、免許取得後の申請は、補助対象とならない。

事業内容

(2) 補助額

100,000円(限度額)

(3) 手続

区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書等を提出する。

- *要綱等 札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付要綱
- *令和7年度予算 1,397千円

照 会 先

各区保健福祉部保健福祉課

4 身体障がい者自動車改造費補助

(事業開始 昭和50年4月)

重度の身体障がいがある人が就労等に伴い、本人が所有し自ら運転する自動車を自己の障がい特性 に配慮した仕様へ改造(操行装置及び駆動装置等)する場合、その自動車の改造に要する経費の一部 を補助する。

- (1) 対象者
 - ① 身体障害者手帳の肢体不自由の障がい等級が1級又は2級の方
 - ② 改造により自立更生の促進が図られる方
 - ③ 特別障害者手当の所得制限の基準に該当しない方(P25の別表参照) ※ ただし、改造後の申請は、補助対象とならない。
- 事業内容

(2) 補助額

100,000円(限度額)

(3) 手続

区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書、見積書、改造部分のカタログ、車検証の写、運転免許証の 写、世帯の所得に関する資料等を提出する。

- *要綱等 札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付要綱
- *令和7年度予算 2,989千円

照 会 先 | 各区保健福祉部保健福祉課

5 コミュニケーションツール作成費補助

(事業開始 平成30年6月)

事業者や町内会・PTA 等の団体に対し、資料の点字・音訳版作成等の障がい特性に応じたコミュニケ ーション手段を活用するためのツール作成に係る費用を補助する。

- (1) 対象者
 - ① 札幌市内に事業所を有する事業者
 - ② 札幌市内において活動する町内会、サークル、PTA 等の団体やグループ
- (2) 補助件数

5件(上限)

事業内容

- (3) 補助額
 - 10,000円(限度額)
- (4) 手続

市保健福祉局障がい福祉課に所定の申請書、仕様書、カタログ、見積書等の写し等の資料を提出す る。

- *要綱等 札幌市コミュニケーションツール作成費補助金交付要綱
- *令和7年度予算 50千円

照 会 先 市保健福祉局障がい福祉課

6 障がい特性に応じたコミュニケーション研修会費補助

(事業開始 平成30年6月)

事業者や町内会・PTA等の団体に対し、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ研修会の 講師招へいに係る費用を補助する。

- (1) 対象者
 - ① 札幌市内に事業所を有する事業者
 - ② 札幌市内において活動する町内会、サークル、PTA 等の団体やグループ
- (2) 補助件数

事業内容

5件(上限)

(3) 補助額

10,000円(限度額)

(4) 手続

市保健福祉局障がい福祉課に所定の申請書、事業計画書、見積書等の写し等の資料を提出する。

- *要綱等 札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション研修費補助金交付要綱
- *令和7年度予算 50千円

照 会 先

市保健福祉局障がい福祉課

第5章 社 会 復 帰

第1節 就労

1 障がい者地域共同作業所運営費補助

(事業開始 昭和56年4月)

在宅の障がい者に対し、創作的活動や社会参加のための場を提供するとともに日常生活上の支援な どを行う地域共同作業所の運営費に対する助成を行う。

- (1) 対象施設
 - ① 原則として5名以上の利用がある(重症心身障がい者が主に利用する作業所を除く)
 - ② 開設日は、原則として週5日以上
 - ③ 利用人数に応じた支援員を配置

(2) 補助金額

事業内容

4-01 ++ 1 +-	4, 870, 000 円	通所者数4名の場合(重症心身障がい 支援作業所加算対象作業所を除く)
補助基本額	5, 330, 000円	通所者数5名の場合(重症心身障がい 支援作業所加算対象作業所は人数に関 係なく適用)
重度障がい者支援加算	348,000円	重度の通所者1人につき
賃貸作業所家賃補助加算	家賃額×1/2	(上限 360, 000 円)
重症心身障がい者支援作業所加算	1,740,000円 ~6,960,000円	重心者が常時2人~5名利用

- (3) 地域共同作業所の状況 地域共同作業所 3 作業所
- *要綱等 札幌市障がい者地域共同作業所運営費補助要綱
- *令和7年度予算 31,081千円(市単)

照 会 先 市保健福祉局障がい福祉課

2 障がい者施設等製品常設販売所運営費補助

(事業開始 平成元年9月)

障がい者施設で作られる製品の販売を促進することにより、障がいのある方の社会的自立を促進す るとともに、障がいのある方の活動等の理解促進を図るため、常設販売所の運営費に対して補助を行 う。

- (1) 元気ショップいこ~る
 - 開設 平成元年9月
 - 場所 北区北6条西4丁目 JR札幌駅西コンコース「食と観光の情報館」内
 - 電話 213-5063

事業内容

- 運営 一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会
- (2) 元気ショップ
 - 開設 平成18年12月
 - 場所 中央区大通西3丁目 地下鉄南北線大通駅コンコース
 - 電話 210-1147
 - 運営 特定非営利活動法人 さっされん
- *要綱等 札幌市障がい者施設等製品常設販売所運営費補助要綱
- *令和7年度予算 40,608千円(運営補助・市単)

照 会 先 | 市保健福祉局障がい福祉課

3 障がい者協働事業運営費補助

(事業開始 平成18年10月)

障がいのある方もない方も対等な立場でともに働ける新しい職場形態の構築を進め、地域社会に根 ざした障がいのある者の就労の促進並びに社会的、経済的な自立を図ることを目的として行われる「障 がい者協働事業」の運営経費に対する補助を行う。

- (1) 主な補助要件
 - 法人が行う事業であること
 - 障がいのある方を5名以上かつ全従業者の5割以上雇用して行う事業であること

事業内容

- 週30時間以上勤務する雇用契約を結んでいること
- (2) 補助金額

補助基本額年額6,860千円(障がい者従業員5名)~10,510千円(障がい者従業員9名) 家賃加算 家賃年額×1/2(上限480千円) 設備費補助(初年度のみ)1,000千円 令和6年補助交付事業所数16ヵ所

- *要綱等 札幌市障がい者協働事業運営費補助要綱
- *令和7年度予算 136,000千円(市単)

照会先

事業内容

市保健福祉局障がい福祉課

4 地域活動支援センター運営費補助

(事業開始 平成18年10月)

障がいのある方に対し、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会参加の促進等を図る「地域活動支援センター」の運営費に対する補助を行う。

(1) 一般型(32ヵ所)

ア対象施設

- ① 定員10名以上で、常に5名以上の利用がある。
- ② 週5日以上開設している。
- ③ 利用人数に応じた支援員が配置されている。

イ補助金額

① 補助基本額 単独型 6,148 千円~13,027 千円(利用人数に応じて設定)

※通所者が19名を超える場合は超えた人数1名につき、487千円を加算

併設型 4,844 千円~10,282 千円(利用人数に応じて設定)

② 重度障がい者支援加算 1人につき 103 千円

③ 家賃(地代)補助加算

家賃額×1/2(上限 381 千円)

④ 就労支援員配置加算

1人につき 193 千円

⑤ 送迎加算

1 人片道につき 100 円

(2) 相談支援併設型(2ヵ所、これ以外に指定管理者による運営1カ所)

ア対象施設

- ① 障がい者相談支援事業と一体的に運営されている。
- ② 定員 20 名以上である。
- ③ 週40時間以上開設している。
- ④ 精神保健福祉士等が配置されている。
- イ補助金額

年間 10,222 千円

(3) 就労者支援型(3ヵ所)

ア対象施設

① 障がい者就業・生活相談支援事業と一体的に運営されている。

- ② 概ね5名以上の利用がある。
- ③ 週5日以上開設している。
- ④ 交流活動推進員が配置されている。

イ補助金額等

- ① 補助基本額 6,635 千円
- ② 家賃(地代) 補助加算 家賃額×1/2(上限 360 千円)

ウ実施施設

①「わ~くカフェ ジョイン」

中央区大通西19丁目視聴覚障がい者情報センター内

電話:011-640-2777

②「~NAVI」(からなび)

北区北 17 条西 4 丁目 2-28 藤井ビル北 17 条 I 301 号室

電話:011-768-7880

③「地域活動支援センター プラス+」

豊平区豊平 8 条 11 丁目 2-18

電話:011-598-9394

交流の場の利用については、各事業所に直接お問い合せください。

- *要綱等 札幌市障がい者地域活動支援センター運営費補助要綱
- *令和7年度予算 351,431 千円(運営補助・一部国補・道補)

照 会 先 | 市保健福祉局障がい福祉課

5 障がい者就業・生活相談支援事業

(事業開始 平成22年10月)

障がいのある方の自立を援助するため、求職相談や、求職活動支援をはじめ、雇用主への助言や制 度紹介など、就業にかかわる総合的な支援を行う。利用料は無料。

また、障害者職業能力開発プロモーターが、障がいのある方と企業等に対し、職業訓練の周知・広報 等を進めるほか、企業等での職業訓練の場の開拓や訓練実施の調整等を行う(「就業・生活応援プラザ とねっと」に配置)。

事業内容

事業所名	所 在 地	電話
就業・生活応援プラザとねっと	中央区北 1 条西 20 丁目 1-1 ラントレボー601 号	640-2777
就業・生活相談室からびな	北区北 17 条西 4 丁目 2-28 藤井ビル北 17 条 I 301 号室	768-7880
就業・生活相談室テラス	豊平区豊平8条11丁目2-18	598-9394
就業・生活相談室しんさっぽろ	厚別区厚別中央3条3丁目3-33 システムコート新札幌 106号室	887-7075

*要綱等 札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施要綱

*令和7年度予算 109,928千円 (市単)

照 会 先 市保健福祉局障がい福祉課

6 障がい者元気スキルアップ事業

(事業開始 平成23年12月)

事業内容	障がいのある方の雇用機会の充実を図るため、障がいのある方、障がい福祉サービス事業所、民間 企業に対する研修、職場実習、職業紹介、職場開拓を行う事業。 ○委託先 キャリアバンク株式会社 (TEL251-0130) 等 *令和7年度予算6,355千円(市単)
照 会 先	キャリアバンク株式会社 元気スキルアップ事業事務局
7 重度障が	い者等就労支援事業 (事業開始 令和4年10月)
事業内容	民間企業や自営業等で働く重度障がい者を対象に、通勤時や職場等において重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援を実施。 *要綱等 札幌市重度障がい者等就労支援事業実施要綱 *令和7年度予算 186,442千円
照 会 先	市保健福祉局障がい福祉課

1 日常生活	訓練 (事業開始 昭和53年8月)
事業内容	日常生活動作等の機能回復のため歩行、動作などの訓練を行い、社会生活への適応性を高め、身体障がい者の自立を図ることを目的とする。 (1) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 (2) 場 所 札幌市身体障害者福祉センター *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 *令和7年度予算 身体障害者福祉センター費(指定管理費)に含む。(市単)
照 会 先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会
2 社会適応	訓練 (事業開始 昭和55年4月)
事業内容	教養の向上、社会適応に必要な教養講座等の講習会(陶芸、手話、生花、茶道等)を行い社会生活への適応を高め、身体障がい者の自立を図るとともに生きがいを高めることを目的とする。 (1) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 (2) 場 所 札幌市身体障害者福祉センター *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 *令和7年度予算 身体障害者福祉センター費(指定管理費)に含む。(市単)
照 会 先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会
3 音声機能	障害者発声訓練 (事業開始 昭和50年10月)
事業内容	疾病等により、喉頭を摘出し音声機能を喪失した方に対し、発声訓練を行うことにより社会復帰を促進する。 (1) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 (2) 場 所 札幌市身体障害者福祉センター *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 *令和7年度予算 身体障害者福祉センター費(指定管理費)に含む。(市単)
照 会 先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会
4 聴能言語	訓練 (事業開始 昭和62年9月)
事業内容	コミュニケーションの手段に著しい障がいを有する聴覚障がい者に対し、その聴力損失の程度により残存能力の活用、ことばの習得の訓練を行い、聴覚障がい者の自立を図るとともに社会への適応を高めることを目的とする。 (1) 委託先 札幌聴覚障害者協会 (2) 場 所 札幌市視聴覚障がい者情報センター (3) 内 容 補聴器装用訓練、発音・発語訓練等 (4) 対象者 市内に居住する聴覚障がい者(失語症の方は除く) (5) 手 続 電話・FAX申込 *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 *令和7年度予算 1,300千円 (市単)
照 会 先	札幌聴覚障害者協会

5 中途失明	者社会適応訓練 (事業開始 昭和58年6月)
事業内容	視覚に障がいのある方に対し、日常生活に必要な基礎的訓練等を行い、社会復帰の促進を図る。 (1) 対象者 原則として 15 歳以上の中途失明者 (2) 実施機関 札幌市視聴覚障がい者情報センター(札幌市視覚障害者福祉協会へ一部委託) (3) 訓練内容 点字訓練、音声パソコン訓練、白杖歩行訓練、日常生活動作訓練、その他相談 (4) 手続 各区保健福祉部保健福祉課又は視聴覚障がい者情報センターに申請書を提出 *要綱等 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 *令和7年度予算 8,267千円 (国補・道補)
照会先	各区保健福祉部保健福祉課 市保健福祉局視聴覚障がい者情報センター
6 オストメ	イト社会適応訓練事業 (事業開始 平成3年4月)
事業内容	人工肛門、人工膀胱の造設者及びその家族を対象にストマ用装具や社会生活に必要な知識を習得するための講習会を行い、社会復帰の促進を図る。 (1) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 *令和7年度予算 身体障害者福祉センター費(指定管理費)に含む。(市単)
照 会 先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会
7 失語症言	語機能訓練 (事業開始 平成19年4月)
事業内容	失語症障がい者を対象に、発音、発語等の訓練を行い、自立促進と社会生活への適応力を高めることを目的に行っている。 (1) 対象者 失語症障がい者 (2) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 (3) 訓練内容 発音、発語等の訓練 *令和7年度予算 身体障害者福祉センター費(指定管理費)に含む。(市単)
照 会 先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会
8 「言葉の	教室」開催事業 (事業開始 平成3年4月)
事業内容	失語症障がい者を対象に、言語聴覚士によるリハビリを行い、社会復帰の促進を図る。 (1) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 *令和7年度予算 身体障害者福祉センター費(指定管理費)に含む。(市単)
照 会 先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会

第6章 社会参加・レクリエーション

第1節 社会参加の促進

1 障害者	土 会参 加推進センター	(事業開始 平成4年4月)
事業内容	障がい者の地域における自立生活と社会参加を促進するため、障がの効果的な推進を図るほか、障がい者のさまざまな需要の把握から対(1) 事業内容 ① 障がい者の社会参加推進に係る事業の実施 ② 社会参加推進事業の実施に必要な情報の収集・分析・提供 ③ 社会参加推進事業の実施に関する評価・調査研究 ④ 障がい者社会参加推進関係団体に対する指導・援助 ⑤ その他障がい者の社会参加推進のために必要なこと (2) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 *要綱等 札幌市障害者社会参加推進センター運営実施要綱 *令和7年度予算 身体障害者福祉センター費(指定管理費)に含む	応までを行う。
照 会 先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会	
2 障害者近	週間記念事業	(事業開始 昭和58年12月)
事業内容	12月3日~12月9日の「障害者週間」に、障がいのある方とない 障がい者の社会参加を促進するとともに、障がい者に対する理解と協 () 補助先 障害者週間記念事業実行委員会 *関係法令等 障害者基本法第7条 *令和7年度予算 800千円(市単)	
照 会 先	市保健福祉局障がい福祉課	
3 身体障害	害者福祉月間行事	(事業開始 昭和49年度)
事業内容	毎年 10 月を「身体障害者福祉月間」とし、障がい者の文化活動のおとした文化祭の開催や、障がいを克服し模範的自立更生を遂げた人に集いなどを行っている。	対して、これまでの労をねぎらう
照 会 先	 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 	

4 障がい者 I CTサポートセンター運営事業

(事業開始 平成15年10月)

障がい者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図り、自立と社会参加を目指す総合的 なサービス拠点として、ICTに関する利用相談・情報提供、パソコン講習、パソコンボランティア 養成講座、パソコンボランティア派遣などを行う。

(1) 委託先

特定非営利活動法人 札幌チャレンジド

札幌市障がい者ICTサポートセンター

北区北7条西6丁目 北苑ビル2F 札幌チャレンジド内

TEL769-0841

事業内容

(2) 費用

相談無料、パソコン講習 2,000円 (1 講あたり)、パソコンボランティア派遣 1,000円 (1 時間 あたり)

(3) 申込

直接障がい者ICTサポートセンターへ申し込む。

- *要綱等 札幌市障がい者 I C T サポートセンター運営事業実施要綱
- *令和7年度予算 5,627千円(国補・道補)

照 会 先│札幌市障がい者ICTサポートセンター

5 福祉バスの運行

(事業開始 昭和48年7月)

身体障がい者の社会活動を促進するため、車いすリフト付バスを運行する。

(1) 対象

身体障がい者団体及び身体障がい者福祉施設等

(2) 費用 無料

事業内容

(3) 委託先

公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会

(4) 運行台数

中型バス2台、リフト付ワンボックス車1台

*令和7年度予算 身体障害者福祉センター費(指定管理費)に含む。(市単)

照 会 先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会

6 福祉のまちづくり

(事業開始 昭和56年1月)

昭和56年に「札幌市福祉の街づくり環境整備要綱」を制定し、市民が利用する施設の整備指針を示し公共建築物の整備を進めてきたが、市、事業者、市民が協力・連携して施設整備を進める必要性が高まり、平成10年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定した。さらに障がいのある方や高齢の方の社会進出が進み、新たに整備すべき項目や利用実態に合った整備基準を求める声も多く、平成17年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を改正した。

(1) 条例の概要

事業内容

「バリアフリー社会の実現」を基本理念として、障がいのある方や高齢の方等が平等に社会に参加するうえでの様々な障壁(バリア)を解消していくことを目指し、市民が一体となって、すべての人にやさしい福祉都市を実現する決意を示している。また、条例の目的を実現するため、市の基本的施策、施設整備に関する基準・手続き(②参照)について定めている。さらに市・事業者・市民が一体となって推進するための組織として、福祉のまちづくり推進会議を設置している。

- (2) 施設整備規定概要
 - ① 公共的施設

多くの人が利用する学校、病院、映画館、集会場、百貨店、事務所等の公共的施設

② 事前協議 新設等の場合に、整備基準遵守を確認するため事前協議を行う。

③ 表示板の交付

障がいのある方や高齢の方等が利用しやすい施設であることを示すため、整備基準に適合したうえ、さらにエレベーターや車いす使用者用駐車施設の設置等の基準を満たす建築物に表示板を交付する。

照会先

市保健福祉局障がい福祉課 (2)については市都市局建築指導部建築安全推進課

7 障がい者 DX リスキリング事業

(事業開始 令和6年4月)

地域の障がい者DX人材の育成体制を構築するため、札幌市内の一般企業に在籍する障がい者 従業員を対象に、高度なICTスキルを身につけるための講座を実施する。

(1) 対象

原則、一般就職後の障がいのある従業員

事業内容

(2) 費用

無料

(3) 申込

直接、札幌市障がい者DXリスキリング事業事務局へ申し込む。

(4) 委託先

特定非営利活動法人 札幌チャレンジド

照会先

札幌市障がい者DXリスキリング事業事務局

1 札幌市障がい者スポーツ大会(すずらんピック) (事業開始 昭和47年度) 障がいのある方がスポーツを通じて、体力の向上や自立更生の意欲を高め、また競技等を通じてス ポーツの楽しさを体験するとともに、社会の障がい者に対する理解を深める。 (1) 実施競技 ①アーチェリー、②ボウリング、③バスケットボール、④陸上、⑤フライングディスク、⑥水泳、 ⑦卓球、⑧ボッチャ(①、⑧は身体障がいのみ、②~③は知的障がいのみ、④~⑥は身体・知的 事業内容 障がい合同、⑦は身体・知的・精神障がい合同) (2) 委託先 札幌市障がい者スポーツ協会 *令和7年度予算 5,800千円(市単) 照 会 先 札幌市障がい者スポーツ協会 2 各種文化・スポーツ教室 (事業開始 昭和53年度) 各種文化・スポーツ教室を通して社会生活への適応を高め、身体障がい者の自立を図るとともに生 きがいを高めることを目的とする。 (1) 内容生花、陶芸、民謡教室、卓球、水泳教室等 (2) 対象者 市内に居住する身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方 事業内容 (3) 手 続 電話、FAX申込(メール可) (4) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 *令和7年度予算 身体障害者福祉センター費(指定管理費)に含む。(市単) 照 会 先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 3 視覚障がい者家庭生活訓練 (事業開始 昭和47年度) 視覚に障がいのある方に対して、家庭での日常生活上必要とされる諸能力についての訓練・指導を 行い、感覚又は日常生活能力の改善を図るとともに、生活文化の向上に資することを目的とする。 (1) 内 容 家事又は生活に関すること、趣味又は教養に関すること。 (2) 対象者 市内に居住する視覚障がい者 事業内容 (3) 手 続 電話申込 (4) 委託先 札幌市視覚障害者福祉協会 *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 *令和7年度予算 725千円 (市単) 照 会 先 札幌市視覚障害者福祉協会 4 視覚障がい者社会生活訓練 (事業開始 昭和47年度) 視覚に障がいのある方に対して、社会生活に必要な知識の習得や体験交流等が行える場を設け、生 活文化の向上に資することを目的とする。 (1) 内 容 スポーツ、レクリエーション活動、芸術、文化等の一般教養に関すること。 (2) 対象者 市内に居住する視覚障がい者 事業内容 (3) 手 続 電話申込 (4) 委託先 札幌市視覚障害者福祉協会

照 会 先 札幌市視覚障害者福祉協会

*令和7年度予算 予算は、視覚障がい者家庭生活訓練に含む。(市単)

*要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」

5 聴覚障がい者社会生活教室

(事業開始 昭和48年度)

聴覚障がい者の社会生活に必要な知識の習得、あるいは意見、情報等を交換する研修会を設けることにより、聴覚障がい者の生活文化の向上に資することを目的とする。

- (1) 内 容 社会、芸術、文化等一般教養に関すること。年間約30回開催
- (2) 対象者 市内に居住する聴覚障がい者

事業内容

- (3) 手 続 FAX申込
- (4) 委託先 札幌聴覚障害者協会
- *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」
- *令和7年度予算 1,438 千円(国補・道補)

照 会 先 札幌聴覚障害者協会

6 点字図書·録音図書·拡大写本

(事業開始 昭和40年10月)

点字図書、録音図書、拡大図書を製作し、その貸し出し・閲覧を行い、視覚障がいのある方への情報支援を推進する。※音訳テープの貸出は平成29年3月末で終了

(1) 蔵書数(令和6年3月31日現在)

点字図書 3,611 タイトル (18,498 冊)

CD図書 7,274 タイトル (7,284 巻)

拡大写本 406 タイトル (3,539 冊)

事業内容

(2) 場所

札幌市視聴覚障がい者情報センター(拡大写本のみ中央図書館)

(3) 利用資格

原則として、視覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方

(4) 手続

来所又は電話での登録が必要

*要綱等 厚生省社会局長通知「視聴覚障害者情報提供施設の設備及び運営について」

照会先

市保健福祉局視聴覚障がい者情報センター

7 聴覚障がい者向け映像資料制作事業

(事業開始 平成17年5月)

聴覚障がい者への情報提供を行うため、地域に根ざした情報や聴覚障がい者などの活動を映像化し、字幕又は手話を挿入したDVD等の映像情報を制作する。また、市政情報に関する動画を制作し、視聴覚障がい者情報センターホームページからの配信を行う。

(1) 内容

年間制作作品数

貸出用映像 23 本、インターネット配信用動画 10 本 (令和5年度実績)

事業内容

(2) 委託先

札幌聴覚障害者協会

(3) 手続

使用登録申込書を提出する。

- *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「視聴覚障害者情報提供施設の設備及び運営について」
- *令和7年度予算 8,984 千円(国負)

照会先

札幌聴覚障害者協会

2 聴覚暗が	い者向け映像資料等貸出事業	 (映像資料貸出 :事業開始	ム 昭和 62 年 6 日)
0 机分件70	V "自己,从你只付守只山 事术		
		(映像資料貸出以外:事業開始	台 平成17年5月)
事業内容	聴覚障がい者を対象に、聴覚障がい者用手記送「目で聴くテレビ」の閲覧開放、パソコンの(1) 内容 ・聴覚障がい者用手話・字幕入りDVD等 ・パソコンの利用開放 インターネット利 ・聴覚障がい者用DVD、聴覚障がい者向 (2) 委託先 札幌聴覚障害者協会 (3) 手続 使用登録申込書を提出する。 *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福営について」 *令和7年度予算 4,360千円(国負)	利用開放などを行う。 総タイトル数 543 タイトル(R 用可能パソコン1台 け放送閲覧コーナー テレビ3 6	台. 3. 31 現在)
照 会 先	札幌聴覚障害者協会		
9 札幌市点	字即時情報ネットワーク事業	(事	業開始 平成9年度)
事業内容	視覚障がい者の社会参加促進と、福祉の向上放、又は郵送提供する。 (1) 内容 社会福祉法人日本盲人会連合が入力する「書館等における閲覧又は希望者への郵送によ (2) 委託先 札幌市視覚障害者福祉協会 (3) 手続 電話申込 *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福 *令和7年度予算 1,828 千円(国補・道補)	「点字JBニュース」を点字プリ る提供	ンターで打ち出し、図

照 会 先

札幌市視覚障害者福祉協会

第7章 保健医療

1 自立支援医療(更生医療)

(事業開始 平成18年4月)

身体に障がいのある方の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる、更生のために 必要な医療にかかる費用の助成制度

(1) 対象

身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の方で、医療の給付によって確実なる治療効果が期待しうるもの。

肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、内臓障がい (心臓・腎臓・肝臓・小腸機能障がい)、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい

事業内容

(2) 給付節囲

保険診療の自己負担分の一部。原則として総医療費の 1 割を自己負担。世帯の所得水準に応じて ひと月あたりの自己負担に上限を設定。入院時の食費については原則自己負担

(3) 手続

お住まいの区の保健福祉部保健福祉課に所定の申請書及び必要書類を提出

- *要綱等 障害者総合支援法
- *令和7年度予算 4,719,911 千円 (国負、道負)

照 会 先

各区保健福祉部保健福祉課

2 自立支援医療(精神通院医療)

(事業開始 平成18年4月)

精神障がいの適正な医療の普及を図るため、精神に障がいのある方に対し、病院または診療所に入院することなく行われる精神障がいの医療にかかる費用の助成制度

(1) 対象

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する総合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、その他の精神疾患又はてんかんを有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるもの。

事業内容

(2) 給付範囲

保険診療の自己負担分の一部。原則として総医療費の 1 割を自己負担。世帯の所得水準に応じて ひと月あたりの自己負担に上限を設定

(3) 手続

お住まいの区の保健福祉部保健福祉課に所定の申請書及び必要書類を提出

*要綱等 障害者総合支援法

*令和7年度予算 9,612,365千円(国負)

照会先

申請について:各区保健福祉部保健福祉課

制度全般・申請後の進捗確認について:札幌市精神保健福祉センター

3 こころの安心カード

(事業開始 平成26年4月)

精神科や心療内科などに通院されている方が、夜間や休日などの急なこころの診療や災害に備えておくために、病名、処方内容、主治医からのアドバイスなどを記載して持ち歩くことができるカード(1) 対象者

事業内容

札幌市内の指定自立支援医療機関(精神通院医療)に通院している方(自立支援医療を受給していない方も含む)

(2) 手続

対象医療機関の主治医へカード作成を申込み、主治医と相談の上で作成する(カードの台紙は札幌市から対象医療機関へ交付)。

※ 主治医から作成を勧められる場合もある。

(3) 費用

原則無料(広く普及させるため、各医療機関へ協力を依頼している)

- (4) 活用例
 - ・夜間や休日などにこころの不調が発生した際に、カードに記載されている主治医からのアドバイスを確認し、対処方法を実践する(かかりつけ医と連絡がつく場合にはそちらを優先)。
 - ・緊急にかかりつけ以外の医療機関を受診するときや災害時などの場合に、カードの情報を救急隊 や医療機関スタッフなどに伝える。

*要綱等 障害者総合支援法

照会先

市保健福祉局障がい福祉課

4 身体障害者在宅訪問診査・指導

(事業開始 昭和42年7月)

身体的・地理的条件により、受診や相談を受ける機会が少ない身体障がい者とその家族等を対象に、 専門職等を家庭に派遣して診査及び指導を行い、在宅身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的と する。

(1) 診査、相談の内容

事業内容

- ① 障がいの診査
- ② 身体機能・日常生活動作や住環境などの評価
- ③ 運動・介助方法・福祉用具・住宅改修等に関する助言・指導
- *要綱等 厚生省社会局長通知「在宅重度身体障害者訪問診査の実施について」及び札幌市身体障害 者在宅訪問診査・指導事業実施要綱

照 会 先

各区保健福祉部保健福祉課

5 さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業

(事業開始 平成27年10月)

次の 2 つの事業の実施により、児童精神科医療を中心とした関係各機関のネットワークを構築・運用し、札幌市全体において、心の悩みを抱える子どもや発達障がいのある子どもへの支援体制の向上を目指す。

- 1 さっぽろ子どもこころの連携チーム事業
 - (1) 実施主体

北海道大学病院(子どものこころと発達センター)と札幌市が共同で行う。

- (2) 内容
 - ・関係機関の代表者からなる連携チームを構成し、連絡会議を開催する。
 - ・ネットワークを構成する関係機関を対象とした研修会等を実施する。

事業内容

- ・ネットワークを構成する関係機関に医学的見地からの助言等を行う。
- ・下記2のコンシェルジュ事業を総括し、コンシェルジュ実施機関の支援を行う。
- 2 さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業
 - (1) 実施主体

市内6か所の医療機関が札幌市からの委託等により行う。

- (2) 内容
 - ・ネットワークを構成する関係機関や市民からの依頼により、関係機関や本人の希望も考慮しながら、より適切な児童精神科医療を扱う医療機関を案内する。
 - ・児童精神科を扱う医療機関からの依頼により、一般の小児科・精神科の医療機関や教育・福祉 機関などのより適切な支援機関を案内する。

照 会 先 | 市保健福祉局障がい福祉課

第8章 施 設 福 祉

第1節 身体障害者社会参加支援施設等

1 福祉ホーム					
		に対して、低額な料金で居室その他	活又は社会生活を営むことができ 他の施設を利用させるとともに、日		
	ステップ 6・2	札幌市手稲区 西宮の沢 6 条 2 丁目 5-12	669-2222		
事業内容	自 立 ホ ー ム 24	札幌市西区 二十四軒4条6丁目3-2	632-7077		
	(2) 精神障がい者				
	清和ハイツ	札幌市西区 山の手4条5丁目3-27	644-5111		
	*令和7年度予算 7,400千円(近	運営補助、国補・道補)			
照 会 先	市保健福祉局障がい福祉課				
2 点字図書	書館				
	視覚障がいのある方に対して無	料で点字刊行物や録音物の閲覧、貸	出しを行う。		
東業内容	札幌市視聴覚障がい者情報セン ター	札幌市中央区大通西 19 丁目	631-6747		
事業内容	日本赤十字社北海道支部点字図 書センター	札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル5階	271-1323		
	道内には、ほかに6施設				
照 会 先	各点字図書館				
3 聴覚障害者情報提供施設					
	聴覚に障がいのある方を対象と 放、聴覚障がい者向け放送「目で		自主制作や貸出、パソコンの利用開		
事業内容	札幌市視聴覚障がい者情報センタ	7- 札幌市中央区大通西 19 丁目 631-6783 ファクス 631-678	4		
照 会 先	公益社団法人 札幌聴覚障害者協	会			

4 札幌市身体障害者福祉センター						
	身体障がい者の総合福祉施設として、身体障がい者の各種相談に応じるとともに、各種機能訓練のほか、スポーツやレクリエーションの各種教室の開催などを行う。					
事業内容	 札幌市身体障害者福祉センター	札幌市西区二十四軒2条6丁目				
	作業中国神経合有価性ピンダー	641-8853 ファクス 641-8966				
	*令和7年度予算 141,604 千円					
照 会 先	 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協	会				

第2節 その他

1 産休等代	潜職員制度
事業内容	障害児入所施設、障害者支援施設等の職員が出産又は傷病のため長期にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を臨時的に任用した代替職員に行わせるための必要な経費を補助する。 (1) 対象職種 上記施設の保育士、看護師、介護職員、保健師、栄養士、調理員等 (2) 期間 ① 産休の場合 産前・産後それぞれ8週間(多胎妊婦の場合は、産前14週間) ② 病休の場合 休暇を開始して30日を経過した日から起算して60日を経過するまでの期間内 *要綱等 札幌市社会福祉施設産休等代替職員雇用費補助金交付要綱 *令和7年度予算 982千円(市単)
照 会 先	市保健福祉局障がい福祉課

第9章 そ の 他

1 手話講習	会 (事業開始 昭和48年1月)
事業内容	広く市民が手話を学ぶことにより、聴覚に障がいのある人を正しく理解するとともに、手話技術の習得を図り、聴覚に障がいのある人の福祉を増進する。 定員 410名(各区35~40名) (1) 対象者 初心者で15歳以上の市民 (2) 内 容 手話実技・理論 (3) 募 集 毎年3月イベント情報冊子等で募集のうえ抽選 *令和7年度予算 ※予算額は手話通訳者派遣事業に含む。(国補・道補)
照会先	公益社団法人札幌聴覚障害者協会手話通訳者派遣室
2 中級手話	議習会 (事業開始 平成 12 年 6 月)
事業内容	市民が手話を学ぶことにより、聴覚に障がいのある人を理解するとともに、日常会話を行うのに必要な手話技術の習得を図り、聴覚に障がいのある人の福祉を増進する。 定員 50名程度 (1) 対象者 手話による初歩的な日常会話が可能な市民(18歳以上) (2) 内 容 手話技術・理論 (3) 募 集 毎年3月イベント情報冊子等で募集のうえ抽選 *令和7年度予算 予算は手話通訳者派遣事業に含む。(国補・道補)
照会先	公益社団法人札幌聴覚障害者協会手話通訳者派遣室
3 手話通訴	者養成講座 (事業開始 昭和 54 年 6 月)
事業内容	聴覚に障がいのある人の社会生活に役立つ手話通訳者を養成する。 定員 15名程度 (1) 対象者 手話による日常会話が可能な方 (18歳以上) (2) 内 容 手話技術・理論 (3) 募 集 毎年3月イベント情報冊子等で募集のうえ試験選考 *令和7年度予算 ※予算は手話通訳者派遣事業に含む。(国補・道補)
照会先	公益社団法人札幌聴覚障害者協会手話通訳者派遣室
4 要約筆記	者養成講座 (事業開始 昭和 61 年 4 月)
事業内容	中途失聴・難聴者等の社会参加を促進するために、要約筆記を行う要約筆記者を養成する。 (1) 対象者 中途失聴・難聴者の福祉に理解と熱意を有する市民 (2) 内 容 心構え、日本語の特性、要約筆記実技、機器の取扱い、福祉行政概要等 (3) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 *令和7年度予算 ※予算は要約筆記者派遣事業に含む。(国補・道補)
照会先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会

5 盲ろう者	通訳・介助員養成講座 (事業開始 平成 27 年 10 月)
事業内容	視覚と聴覚の両方に障がいのある方(盲ろう者)の意思疎通や外出支援のために通訳・介助を行う 通訳介助員を養成する。 (1) 対象者 盲ろう者の福祉に理解と熱意を有する方 (2) 内 容 盲ろう者概論、心構えと論理、通訳・介助の技術等 (3) 委託先 北海道身体障害者福祉協会 *令和7年度予算 ※予算は盲ろう者通訳・介助員派遣事業に含む。(国補・道補)
照 会 先	一般社団法人 北海道身体障害者福祉協会
6 点訳、音	行訳、音訳校正・拡大写本奉仕員養成 (事業開始 昭和 41 年度)(拡大写本:平成元年度)
事業内容	視覚障がいのある方の文化・教養・娯楽・その他生活に必要な情報取得を支援するため、図書等の製作を行う点訳、音訳、音訳校正、拡大写本の奉仕員を養成する。 (1) 対象者 18歳以上の方 奉仕員の不足が生じた際には適宜募集し、講習を受講した後奉仕員として登録される。 (2) 内 容 点字図書、録音図書、拡大写本の製作を行う。 *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 *令和7年度予算 ※予算は視聴覚障がい者情報センター運営費に含む。(国補・道補)
照 会 先	市保健福祉局視聴覚障がい者情報センター
7 福祉読本	の発行 (事業開始 昭和57年度)
事業内容	障がいのある方や高齢者に対する正しい知識と理解を深めるために、市民や児童・生徒を対象とした福祉読本を発刊し、福祉の啓発を図る。 *令和7年度予算 1,015千円(市単)
照 会 先	市保健福祉局障がい福祉課
8 知的障か	い者見守り事業 (事業開始 平成24年6月)
	1 人暮らし又は 1 人暮らしに準じる知的障がい者で公的な福祉サービスを利用していない方が、地
事業内容	域において安心して日常生活を営むことができるよう、民生委員児童委員又は区保健福祉課職員が定期的に訪問又は電話などによりコミュニケーションの機会を持つことで、安否確認と見守りを行う。 *令和7年度予算 5,851千円(市単)
事業内容 照 会 先	域において安心して日常生活を営むことができるよう、民生委員児童委員又は区保健福祉課職員が定期的に訪問又は電話などによりコミュニケーションの機会を持つことで、安否確認と見守りを行う。 *令和7年度予算 5,851千円(市単)
照会先	域において安心して日常生活を営むことができるよう、民生委員児童委員又は区保健福祉課職員が定期的に訪問又は電話などによりコミュニケーションの機会を持つことで、安否確認と見守りを行う。 *令和7年度予算 5,851千円(市単)
照会先	域において安心して日常生活を営むことができるよう、民生委員児童委員又は区保健福祉課職員が定期的に訪問又は電話などによりコミュニケーションの機会を持つことで、安否確認と見守りを行う。 *令和7年度予算 5,851千円(市単) 各区保健福祉部保健福祉課

参 考 資 料

1	札幌市の障がい福祉関係予算の概要	66
2	障がい保健福祉担当行政機構図	67
3	札幌市の障がい者の現況	69
4	障がい福祉事業実施状況	73
5	令和6年度各区別障がい福祉事業実施状況	79
6	関係団体一覧	81

1 札幌市の障がい福祉関係予算の概要

(1)年度別障がい福祉関係当初予算(歳出)

(単位:千円)

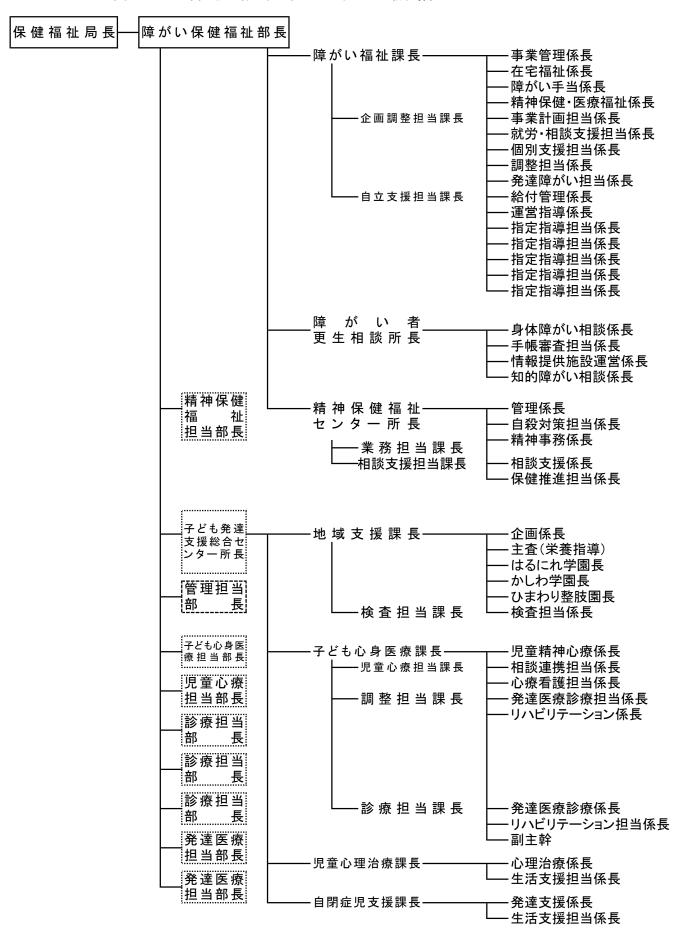
科	目	本年度予算額 (R7年度)	前年度予算額 (R6年度)	比較増△減	伸率%
— 船	设会計(市全体)	1,266,600,000	1,241,700,000	24,900,000	2.0
保健	建福 祉 費(市 全 体)	512,403,993	469,879,498	42,524,495	9.1
社会	福祉費(障がい保健福祉関係)	144,013,618	129,171,361	14,842,257	11.5
	障害者福祉費	37,232,034	33,306,286	3,925,748	11.8
	障害者自立支援費	106,781,584	95,865,075	10,916,509	11.4

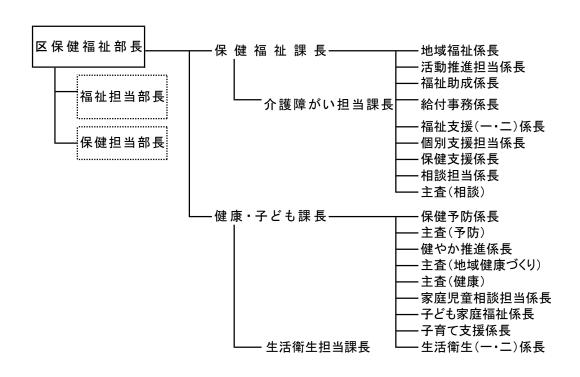
(2)年度別障がい福祉関係当初予算(歳入)

(単位:千円)

科目	本年度予算額 (R7年度)	前年度予算額 (R6年度)	比較増△減	伸率%
一般会計(市全体)	1,266,600,000	1,241,700,000	24,900,000	2.0
保健福祉費(市全体)	237,083,120	220,280,436	16,802,684	7.6
社会福祉費(障がい保健福祉関係)	100,876,065	89,858,060	11,018,005	12.3

2 障がい保健福祉担当行政機構図(令和7年4月1日現在)





3 札 幌 市 の 障 が い 者 の 現 況

(1) 札幌市の障がい(児)者数

K	1	年75.0。(九)、日 奴	4 / n+ / s		L-11.0+18		4+ 11 n+	18
\ _B	章がい別 ┃		身体障が	い(児)者	知的障が	い(児)者	精神障	がい者
$I \setminus I$	+10 0 111	Α	В		С		D	
`	\	総人口	身体障害者	比 率	療育手帳	比 率	精神障害者	比 率
		(R7.4.1現在)	手帳被交付者	(B/A	被交付者	(C/A	保健福祉手帳 被 交 付 者	
区			(R7.3.31 現在)	× 100)	(R7.3.31 現在)	×100)	※(R7.3.31現在)	× 100)
		人	人	%	人	%	人	%
中	央	254,232	8,857	3.5	1,870	0.7	4,727	1.9
;	北	287,003	11,722	4.1	3,388	1.2	5,063	1.8
]	東	263,192	11,230	4.3	3,652	1.4	5,501	2.1
白	石	211,649	8,613	4.1	2,802	1.3	4,921	2.3
厚	別	121,675	5,420	4.5	1,460	1.2	2,338	1.9
豊	平	228,177	8,455	3.7	2,407	1.1	4,479	2.0
清	田	108,352	4,287	4.0	1,199	1.1	1,444	1.3
Ī	南	132,699	6,242	4.7	1,754	1.3	2,509	1.9
i	西	217,728	8,714	4.0	2,561	1.2	4,083	1.9
手	稲	140,187	6,171	4.4	1,798	1.3	2,226	1.6
総	数	1,964,894	79,711	4.1	22,891	1.2	37,291	1.9

[※] 一部有効期限切れを含む。(衛生行政報告例における精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数の取り扱いによる。)

(2) 療育手帳所持者数

(各年度末現在数)

年度		札	幌	市	
区分	R2	R3	R4	R5	R6
総数	19,977	16,246	21,193	22,004	22,891
A (重度)	6,128	6,191	6,284	6,405	6,513
B (中度)	4,192		4,334	4,380	4,427
B一(軽度)	9,657	10,055	10,575	11,219	11,951
18歳未満	4,939	4,927	4,983	5,166	5,393
A (重度)	1,182	1,165	1,209	1,270	1,309
B (中度)	658	658	679	666	679
B-(軽度)	3,099	3,104	3,095	3,230	3,405
18歳以上	15,038	15,571	16,210	16,838	17,498
A (重度)	4,946	5,026	5,075	5,135	5,204
B (中度)	3,534	3,594	3,655	3,714	3,748
B-(軽度)	6,558	6,951	7,480	7,989	8,546

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年度末現在数)

	年度		札	幌	市	
区分		R2	R3	R4	R5	R6
総	数	30,091	31,485	33,234	35,224	37,291
1	級	1,471	1,453	1,479	1,488	1,523
2	級	14,764	15,216	15,821	16,527	17,266
3	級	13,856	14,816	15,934	17,209	18,502

[※] 一部有効期限切れを含む。(衛生行政報告例における精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数の取り扱いによる。)

(4) 身体障害者手帳所持者数

年)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	————— 札	———— , 幌	———— 市	
		1	,	П	
障がい区分	R2	R3	R4	R5	R6
総	数 83,098	82,359	81,483	103,625	79,711
視 覚 障	害 4,397	4,391	4,402	4,722	4,488
聴 覚・平 衡 機 能 障	害 5,280	5,331	5,314	5,849	5,256
聴	覚 5,220	5,275	5,255	5,777	5,196
平衡機	能 60	56	59	72	60
音 声・言 語 又 そしゃく機 能 障	は 885 害	891	872	1,671	821
肢 体 不 自	由 45,078	43,951	42,713	62,162	40,507
上	肢 14,925	14,669	14,316	17,034	13,657
下	肢 25,365	24,666	23,968	35,573	22,617
体	幹 4,469	4,312	4,131	9,070	3,944
乳幼児期以前の 行性の脳病変に 運動機能障害		304	298	485	289
上肢	機能 180		166	192	166
移動	機能 139	135	132	293	123
内部機能障	害 27,458	27,795	28,182	29,221	28,639
心	臓 15,701	15,890	16,119	16,183	16,372
じん	臓 6,516	6,583	6,659	6,773	6,659
呼吸	器 1,140	1,158	1,127	1,185	1,096
ぼうこう又は	直腸 3,458	3,501	3,599	4,341	3,770
小 腸 機 免 疫 機	能 340	362	132 375	159 396	133 422
肝機能障	害 168	169	171	184	187

[※]複数の部位に障がいがある場合は、最も重い等級の障がい部位を主たる障がい部位として集計しているが、 令和5年度のみ、個別等級(障がい部位ごとの等級)での集計している。

中国			(中	//·////// 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		害		程		度	147年3月3) I I	
	障がい	種類		年齢区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計		構成比
7 □	274	17 1/2	.	~17歳 18歳~64歳	$\frac{14}{528}$	5 487	$\frac{4}{65}$	102	3 193	3 55	33 1,430		
視	覚	障	害	65歳以上	1,019	1,059	195	219	385	148	3,025		
				小計	1,561	1,551	264	325 9	581	206 39	4,488		5.63
品 学	•平衡	松 化 空	生	~17歳 18歳~64歳	70	87 571	16 137	152	15	268	155 1,213		
郡 見	* 平 (関 /	茂 比 早	吉	65歳以上	212	617	383	1,364	22	1,290	3,888		6.50
				<u>小計</u> ~17歳	286 4	1,275 87	536 16	1,525 9	37	1,597 39	5,256 155		6.59
	聴		覚	18歳~64歳	69	570	131	151	4	268	1,193		
	40		九	65歳以上	212	615	359	1,364	8 12	1,290	3,848		6.52
				<u>小 計</u> ~17歳	285 0	1,272	506 0	1,524 0		1,597 0	5,196 0		0.02
	平獲	所 機	能	18歳~64歳	1	1	6	1	11	0			
		אלון ני	IJЦ	65歳以上 小 計	0	3	24 30	0	14 25	0			0.08
か. 士	_ ⇒ ==	7-1 0	_ /	~17歳	0	1	3	5	0	0			
	・言語			18歳~64歳 65歳以上	6 25	18 43	83 342	131 164	0	0			
機	能	障	害		31	62	428	300	0	0	· · ·		1.03
				~17歳	448	148	79	74	75	69	893		
肢	体不	自	由	18歳~64歳 65歳以上	2,996 4,899	2,689 5,929	1,258 4,642	1,772 9,319	1,212 2,802	749 1.347	10,676 28,938		
				小計	8,343	8,766	5,979	11,165	4,089	2,165	40,507		50.82
				~17歳	295	41	26	14	5	3	384		
	上		肢	18歳~64歳 65歳以上	1,878 3,407	1,400 3,050	493 791	289 642	217 430	279 397	4,556 8,717		
					5,580	4,491	1,310	945	652	679	13,657		17.13
			п.	~17歳 18歳~64歳	118 683	99 799	41 481	59 1,449	50 771	66 466	433 4,649		
	下		肢	65歳以上	876	1,789	3,242	8,659	2,020	949	17,535		
				小 計	1,677	2,687	3,764	10,167	2,841	1,481	22,617		28.37
	/ _		+-Λ	<u>∼17歳</u> 18歳∼64歳	29 325	5 421	10 262	<u>0</u>	19 216	0			
	体		幹	65歳以上	607	1,079	601	11	352	0	2,650		4.05
				小計	961	1,505	873	18	587	0			4.95
	(年 44 -	W AL 17立	+	<u>∼17歳</u> 18歳∼64歳	110	69	2 22	27	8	0 4	10		
	理 期 /	機能障	吉	65歳以上	9	11	8	7	0	1	36		0.00
				小 計 ~17歳	125 6	83 0	32	35 0	9	5			0.36
		上肢機	台口	18歳~64歳	81	29	14	8	2	1	135		
		上双版	5 月上	65歳以上	6	8 37	4	4	0	1	23		0.21
				<u>小計</u> ~17歳	93 0	37	19 1	12 1	3	2			0.21
		移動機	台	18歳~64歳	29	40	8	19	6	3	105		
		19 30 10	, HE	65歳以上	3	3	4 13	3	0 6	0			0.15
				小 計 ~17歳	32 128	46 0	13 54	23 30		3			0.10
内	部	障	害	18歳~64歳	3,871	143	854	1,228	0	0	6,096		
' '	HI	17	П	65歳以上 小 計	14,196 18,195	251 394	3,715 4,623	4,169 5,427	0	0			35.93
				~17歳	75	0	41	20	0	0			
	心臓	幾能障	害	18歳~64歳 65歳以上	$\frac{1,548}{10,079}$	8 160	$\frac{449}{2,662}$	307 1,023	0	0			
		.,			11,702	168	3,152	1,023	0	0			20.54
				~17歳	8	0	0	0	0	0	8		
	じん臓	機能障	害	18歳~64歳 65歳以上	2,135 3,872	5 32	119 380	39 69	0	0			
				小 計	6,015	37	499	108	0	0	6,659		8.35
	1			~17歳 18歳~64歳	14 52	0	3 72	30 30	0	0			
	呼吸器	₽機能障	害	65歳以上	175	4 30	510	203	0	0			
				小 計	241	34	585	236	0	0			1.37
	ぼう	こう	•	~17歳 18歳~64歳	<u>0</u> 5	0 5	10 84	654	0	0			
		幾能障	宝	65歳以上	3	6	144	2,853	0	0			
				小 計	8	11	238	3,513	0	0			4.73
		177 5 >		<u>∼17歳</u> 18歳∼64歳	3	0 2	25 25	146	0	0			
		ぼうこ	. j	65歳以上	1	0	44	896	0	0	941		1 41
				小 <u>計</u> ~17歳	<u>4</u> 0	2	71 8	1,043 5	0	0			1.41
		直	腸	18歳~64歳	2	3	59	508	0	0	572		
		i i i	1199	65歳以上	2	<u>6</u> 9	100	1,957	0	0			3.32
	-	!		<u>小計</u> ~17歳	<u>4</u> 2	0	167 0	2,470	0	0	_,		0.02
	小腸	幾能障	害	18歳~64歳	17	4	12	72	0	0	105		
	1 /1000 /	/X 60 FT	□	65歳以上 小 計	10 29	1 5	$\frac{4}{16}$	10 83	0	0			0.17
				~17歳	0	0	0	0	Ö	0	0		ļ,
	免疫	幾能障	害	Ⅰ 18歳~64歳 Ⅰ	48	107	112	119	0	0			
		.,, I T		65歳以上 小 計	12 60	11 118	10 122	3 122	0	0			0.53
				~17歳	29	0	0	0	0	0	29		
		W AL 174	+	18歳~64歳	66	10	6	7	0	0			
	肝臓	幾 能 障	吉	65	4.5	111		()					1
	肝臓	幾 能 障	吉	65歳以上 小計	$\frac{45}{140}$	11 21	5 11	8 15	0	0			0.23
		幾 能 障	吉	65歳以上 小 計 ~17歳	140 594	21 241	11 156	15 122	0 78	0 111	$\frac{187}{1,302}$		1.63
	肝臓症	幾 能 障 	吉	65歳以上 小 計	140	21	11	15	0	0	187		

	障害国	<i>71</i>	1				X		名	1				
	早舌	△ 万	年齢区分		北区	東区	白石区	厚別区	豊平区		南区	西区	手稲区	全市計
	227	H-4a -	~17点 ≥ 18歳~64i		170	198	194	103	181	54	3 85	129	74	33 1,430
視	覚	障	E 18歳~64月 65歳以上		409	402	309	225	338	167	221	357	230	3,025
			小 計	618	585	603	507	328	523	222	309	488	305	4,488
			~17点		43	21	12	6	6	11	10	21	11	155
聴覚	• 平衡	機能障害	上 18歳~64 65歳以上		272	168 600	142 435	75 312	113 358	54 210	64 265	126 373	97	1,213
					664 979	789	589	393	477	275	339	520	345 453	3,888 5,256
			~17点		43	21	12	6	6	11	10	21	11	155
	聴	ĵ	→ 18歳~64		271	164	139	74	108	52	62	126	96	1,193
	바다	ا	- 00級以上		659	592	429	310	354	206	264	370	340	3,848
			小計		973	777	580	390	468	269	336	517	447	5,196
	l "		~17点 ∠ 18歳~64〕		0	0 4	3	0	5	0 2	2	0	0	0 20
	平 獲	射機 能	E 18歳~64〕 65歳以上		5	8	6	2	4	4	1	3	5	40
			小計		6	12	9	3	9	6	3	3	6	60
→ +		71,	~17岸	轰 0	1	3	1	0	0	0	0	2	2	9
	・言語				41	27	25	15	27	9	18	20	22	238
機	能	障	§ <u>65歳以</u> ♪ 小 計		74 116	78 108	77 103	30 45	64 91	26 35	47 65	71 93	46 70	574 821
			~17点		148	115	83	50	108	59	58	110	78	893
n+- /	+ -	<u> </u>	. 10年~64		1,584	1,475	1,239	675	1.161	546	769	1,203	793	10,676
肢(本 不	自自	65歳以上	3,157	4,186	4,153	3,068	1,983	2,929	1,627	2,419	3,159	2,257	28,938
			小 計		5,918	5,743	4,390	2,708	4,198	2,232	3,246	4,472	3,128	40,507
	1.		~17点 19等~64		64	55	30	206	53	24	19	<u>46</u>	40	384
	上	月	支 <u>18歳~64</u> 5	歳 <u>528</u> 932	689 1,249	608 1,289	539 982	296 557	468 885	218 543	317 705	524 897	369 678	4,556 8,717
			小 計	1,496	2,002	1,269	1,551	870	1,406	785	1.041	1,467	1,087	13,657
			~17房	轰 37	76	54	46	26	46	26	33	53	36	433
	下	Е	支 18歳~64		675	659	545	293	525	240	350	509	316	4,649
	Ι'	/4	03放以工		2,530	2,463	1,834	1,266	1,767	950	1,481	1,941	1,370	17,535
			小 計 ~17点	2,507 8	3,281	3,176 6	2,425 6	1,585 6	2,338	1,216 5	1,864 6	2,503	1,722	22,617 63
	/	4	1045 04		181	158	138	76	140	75	88	135	88	1,231
	体	Ę	+ 65歳以上	288	404	388	247	158	275	131	230	321	208	2,650
			小 計	448	592	552	391	240	423	211	324	465	298	3,944
			~17点		1	0	1 7	1	1	4	0	2	0	13
	運動	機能障質	F 18歳~64 65歳以上		39 3	50 13	17 5	10	28	13	14	35	20	240 36
			小計		43	63	23	13	31	20	17	37	21	289
			~17点		0	Ö	1	1	0	2	0	2	0	8
		上肢機能	上 18歳~64	歳 9	23	29	9	7	16	6	7	15	14	135
		上水板	- 65 成以上		2	8	4	1	1	1	3	0	0	23
			小 計		25	37	14	9	17	9	10	17	14	166
		74 EL 1/1/4	~17点 ± 18歳~64〕		16	21	8	3	12	$\frac{2}{7}$	7	20	6	5 105
		移動機能	65歳以上		10	5	1	1	1	2	0	0	1	13
			小 計	7	18	26	9	4	14	11	7	20	7	123
			~17点		37	37	18	10	28	15	5	26	23	212
内	部	障 管	上 18歳~64 65歳以上		869 3,218	927	$\frac{719}{2,287}$	358	705	268 1,240	385	693	403	6,096 22,331
			小計		3, <u>210</u> 4,124	3,023 3,987	3.024	1,578 1,946	2,433 3,166	1,523	1,893 2,283	2,422 3,141	1,789 2,215	28,639
			~17点		24	25	10	6	15	9	4	16	17	136
	小職	機能障領	€ 18歳~64	歳 244	369	358	238	139	273	118	151	254	168	2,312
	,口、加致,	风阳净	しり成と人工		2,032	1,939	1,372	1,034	1,510	780	1,170	1,451	1,110	13,924
			小 計 ~17篇		2,425	2,322	1,620	1,179	1,798	907	1,325	1,721	1,295	16,372
	100) HH	는 LUK AL- 17 년 -	1045 04		295	359	310	128	261	87	144	273	144	2,298
	しん腑	機能障害	65歳以上		607	570	460	279	497	218	387	509	342	4,353
			小 計		903	930	770	408	758	305	531	785	488	6,659
			~17点		4	4	4	1	2	1	0	0	2	20
	呼吸者	骨機能障等	≨ 18歳~64i 65歳以上		14 130	23 130	27 129	11 42	11 98	14 42	11 87	16 95	13 75	158 918
			小計		148	157	160	54	111	57	98	111	90	1,096
) Ti >	<u> </u>	~17点	轰 0	103	3	1	1	5	0	0	3	1	16
	は つ	こう	18歳~64			107	87	46	82	31	49	91	53	748
	直腸	機能障害	<u>65歳以</u> 小 計		428 533	363 473	313 401	219 266	318 405	191 222	238 287	355 449	255 309	3,006 3,770
			~17点			473	401	200	405	0	0	0	309	3,770
		ぼうこ	1045 04		23	20	14	11	22	11	12	21	10	176
		はりこ	65歳以上	92	141	111	101	76	103	63	80	104	70	941
			小計		165	132	115	87	125	74	92	125	81	1,120
	1	<u></u>	~17点 ■ 18歳~64〕		80	87	73	35	5 60	20	37	70	43	13 572
		直	易 18歳~64 65歳以上		287	252	212	143	215	128	158	251	185	2,065
	L		小計		368	341	286	179	280	148	195	324	228	2,650
			~17点	美 0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	3
	小腸	機能障領	€ 18歳~64i		13	21	12	8	9	5	5	14	6	105
	. ,4//3	.,	ゴ <u>65歳以上</u> 小 計		2 15	5 27	2 15	8	11	8	9	16	3	25 133
			~17点		0	0	0	0	0	0	0	0	0	133
	4. 点:	燃 紀 陸 7	10世 - 04		55	47	40	24	58	6	22	34	13	386
	光发	機能障害	65歳以上	. 7	6	3	3	2	5	Ī	4	4	1	36
			小計		61	50	43	26	63	7	26	38	14	422
			~17点		6 20	3	2	1	6	4 7	1	11	1	29
	肝臓	機能障	上 18歳~64 65歳以上		13	12 13	5 8	2	11	6	3	11 6	6	89 69
			小計		39	28	15	5	20	17	7	21	10	187
	•		~17点	美 120	235	179	118	66	146	86	76	161	115	1,302
	合	計	18歳~64		2,936	2,795	2,319	1,226	2,187	931	1,321	2,171	1,389	19,653
I	-	HI	65歳以上		8,551	8,256	6,176	4,128	6,122	3,270	4,845	6,382	4,667	58,756 70,711
			小計	8,857	11,722	11,230	8,613	5,420	8,455	4,287	6,242	8,714	6,171	79,711

4 障がい福祉事業実施状況

(1) 主要事業の実施状況

(各年度末現在数)

			-			又小儿上纵/
事業	年 度	R2	R3	R4	R5	R6
4-	障がい者あんしん相談	2,134	2,548	2,627	2,466	2,794
相談	 障がい者相談支援事業	100,572	103,257	154,572	152,331	155,862
事業	障がい者虐待相談	534	660	673	502	884
業	精神保健福祉相談	16,223	14,123	14,067	11,718	12,807
	手話通訳者派遣件数	3,930	4,577	4,664		4,679
 _奉		120	248	658		739
一个	盲ろう者通訳・介助員派遣件数	517	573	874		679
	大岩泟石问げ息忠烬乪文抜石派追仵	-	-	188		444
仕	<u>数</u> 手 話 通 訳 者 数	68	63	69		63
	要約筆記奉仕員(者)数	130	132	137	57	62
	盲ろう者通訳・介助員数	53	56	56	55	64
員	失語症者向け意思疎通支援者数	_	_	48	48	44
	 手 話 講 習 会(初 級)(修 了 者)	62	118	190	323	272
派	手話講習会(中級)(修了者)	42	23	28	45	41
""	手話通訳者養成講座(修了者)	8	7	4	11	9
	要約筆記奉仕員(者)養成(修了者)	0	2	13	18	19
遣	盲ろう者通訳・介助員養成(修了者)	-	14	10	7	6
	失語症者向け意思疎通支援者養成(修了者)	_	_	24	_	12
	特別障害者手当	1,869	1,925	1,990	2,068	2,124
	障害児福祉手当	1,108	1,083	1,042	1,082	1,086
経	福祉手当	66	55	52	47	44
"-	特別児童扶養手当	4,073	4,200	4,140	4,293	4,422
 済	福祉電話貸与	15	12	11	10	5
"	自動車運転訓練費補助	23	10	13	18	13
的	自動車改造費補助	27	33	37	24	32
	紙 お む つ 支 給 事 業	22,596	21,800	22,519		24,355
援	重度身体障害者入浴サービス事業	10,821	10,442	10,333	1	10,534
	訪問入浴	10,415	10,104	9,914		10,250
護	施設入浴	406	338	419		284
	(うち寝台自動車利用) 身体障がい者あんしんコール事業	(404)	(337)	(419) 57		(279)
	牙体障がいるめんじんコール事業 日 中 一 時 支 援	60 629	55 601	606		54 598
	ロ	71	72	72	75	78
	障がい者交通費助成(全体)	102,336	103,654	105,016		108,444
	乗車券(身体・知的)	10,195	9,411	9,368	1	12,024
社	福祉乗車証(身体・知的)	6,897	6,637	6,383	1	6,170
会参	乗車券(精神)	8,798	9,729	10,149		9,109
	福祉乗車証(精神)	7,793	7,843	8,111	1	8,895
加促	福祉タクシー(重度)	27,367	27,607	27,810		27,702
進	福祉タクシー(中度)	17,084	17,660	18,130		18,631
	福祉自動車燃料(重度)	15,588	15,821	15,846		16,362
	福祉自動車燃料(中度)	8 <u>,6</u> 14	8,946	9,219		9,551
		73	, -	<u> </u>	, ,	,

73

事業	年 度 名	R2	R3	R4	R5	R6
社	身障者自立更生促進資金貸付	0	0	0	0	0
	中途失明者社会適応訓練事業					
会	点 字 訓 練 (延 ベ 人 数)	31	41	158	140	124
	音 声 パ ソコ ン 訓 練 (延 べ 人 数)	0	0	0	0	0
自	白 杖 歩 行 訓 練 (実 施 日 数)	42	67	70	42	41
_	日 常 生 活 訓 練 (実 施 日 数)	43	48	54	48	1
立	相 談 ・ 助 言 (延 ベ 人 数)	507	788	704	679	515
	福祉のまちづくり整備状況					
等	条 例 適 合 証 交 付	4	3	9	5	6
	(うち表示板交付)	(0)	(0)	(1)	(2)	(1)

[※] 令和2年から、「音声パソコン訓練」は、「相談・助言」に統合

(2) 障害福祉サービス等の実施状況

#	年度ごス種別	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	一个性力	】 利用人数	4,206	4,387	4,576	4,747	5,027
	居宅介護	時間/月	88,814	93,727	100,037	103,796	114,599
訪		利用人数	393	404	426	462	495
問	重度訪問介護	時間/月	108,429	113,121	122,353	128,635	141,173
系(利用人数	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0
<u> </u>	/- <u> </u>	利用人数	594	607	732	779	888
1	行動援護	時間/月	9,812	10,098	12,130	12,526	14,760
	同仁证 #	利用人数	452	471	462	476	497
	同行援護	時間/月	9,265	9,926	10,184	10,057	10,360
	療養介護	利用人数	300	299	308	309	319
	生活介護	利用人数	4,965	5,007	5,167	5,203	5,267
	工石기 砭	人日/月	102,851	101,549	106,459	102,877	104,704
	 自立訓練(機能訓練)	利用人数	28	6	1	4	12
日日		人日/月	218	40	13	36	112
	 自立訓練(生活訓練)	利用人数	238	226	218	186	204
中 活		人日/月	3,610	3,136	3,093	2,551	2,982
動 系(就労移行支援	利用人数	774	764	817	807	851
系	7/2/19 13 23/2	人日/月	14,225	13,689	14,468	13,719	14,154
	就労継続支援(A型)	利用人数	2,091	2,151	2,152	2,239	2,065
※ 1	37073 NE 1362 126 (* 1.2.)	人日/月	43,389	43,422	43,269	43,566	39,478
<u> </u>	 就労継続支援(B型)	利用人数	7,867	8,670	9,841	10,949	12,595
	17073 11-1707 12 (- 17)	人日/月	144,860	156,399	180,547	192,891	224,180
	短期入所	利用人数	816	794	1,016	1,174	1,281
		人日/月	7,487	7,656	8,977	9,857	10,522
	就労定着支援	利用人数	296	324	320	410	391
$\overline{}$		人日/月		429	422	501	470
※居	共同生活援助	利用人数	3,851	4,273	4,790	5,239	5,825
1 住	施設入所支援	利用人数	1,930	1,936	1,903	1,852	1,854
~系	宿泊型自立訓練	利用人数	70	62	65	58	54
	自立生活援助 地域移行支援(※2)	利用人数		18		32 6	64
相	地域定着支援(※2)	利用人数 利用人数	31 22	27 21	14 23	21	13 36
談 支	計画相談支援(※1)	利用人数	10,517	11,350		12,208	13,155
支 援	障害児相談支援(※1)	利用人数	2,434	2,584	2,678	2,832	2,970
———— 陪		利用人数	4,591	4,966	5,489	6,094	6,594
害	児童発達支援	人日/月	58,376	57,904	64,879	67,557	73,800
障害児通所支援		利用人数	64	69	74	73	13
通	医療型児童発達支援	人日/月	581	610	671	646	85
所	+L=== 44 45 = 1 1 1 1 1 = 1	利用人数	6,885	7,460	8,504	9,110	9,946
文	放課後等デイサービス	人日/月	84,271	85,755	101,046	103,108	113,679
万	// 本記集計聞十四	利用人数	92	94	146	229	414
*	保育所等訪問支援	人日/月	186	192	330	517	1035
1	足克託明刑旧亲及连士坪	利用人数	6	6	4	4	4
	居宅訪問型児童発達支援	人日/月	28	11	12	8	8
(移動支援 ()	移動支援	利用人数	2,724	2,735	2,849	2,910	2,978
NIC A	」 ・在度の3日における利用宝績を計		·	上、1.1.フェルロ			

^{※1} 各年度の3月における利用実績を計上(令和元年度は1月における利用実績を計上) ※2 年間の利用実績を計上

(3) 障害福祉サービス及び移動支援事業所数

1 4 Du	年度	R3	R4	R5	R6	R7
種別						
	居宅介護	541	553	575	591	621
	重度訪問介護	509	515	536	556	577
訪	重度障害者等包括支援	1	1	1	1	1
問	行動援護	122	128	128	129	137
系	同行援護	214	218	212	191	190
	短期入所	117	140	142	162	176
	計	1,504	1,555	1,594	1,630	1,702
	療養介護	4	4	4	4	4
	生活介護	174	186	196	202	209
	宿泊型自立訓練	7	7	7	7	7
日	機能訓練	10	9	8	9	13
中	生活訓練	34	33	33	34	38
活 動 系	就労移行支援	76	75	73	72	74
	就労継続支援A型	116	122	125	138	136
糸	就労継続支援B型	432	488	528	584	669
	就労定着支援	43	43	45	46	47
	計		967	1,019	1,096	1,197
		283【790】	323[905]	337[983]	362[1,101]	388[1,233]
	サロナ洋控助(CLI)	【共同生活住	【共同生活住	【共同生活住	【共同生活住	【共同生活住
	共同生活援助(GH)	居 745】	居 841】	居 912】	居 1,003】	居 1,115】
居	【 】内は住居数	【サテライト住	【サテライト住	【サテライト住	【サテライト住	【サテライト住
住系		居 45】	居 64】	居 71】	居 98】	居 118】
术	自立生活援助	3	7	9	10	13
	施設入所支援	30	30	30	28	28
	計	316	360	376	400	400
	地域移行支援	83	91	97	104	113
談	地域定着支援	82	90	95	102	111
支 援	計画相談支援	142	151	169	187	204
援	計	307	332	361	393	393
移動支援		414	428		449	492
	合計	3,437	3,642	3,350	3,968	4,184

※ 各年度4月の事業所数を計上

(4) 障害児入所施設及び障害児通所支援

種別	年度	R3	R4	R5	R6	R7
7	福祉型障害児入所施設	3	3	3	3	3
所	医療型障害児入所施設	5	5	5	5	5
771	計	8	8	8	8	8
	福祉型児童発達支援センター	7	7	7	10	10
	医療型児童発達支援センター	3	3	3	10	10
温	児童発達支援	473	511	547	584	702
通 所	放課後等デイサービス	547	585	631	656	771
ולז	居宅訪問型児童発達支援	8	8	9	10	11
	保育所等訪問支援	39	44	48	62	87
	計	1,077	1,158	1,245	1,322	1,581
相談支援	障害児相談支援	106	113	131	148	154
	合計	1,191	1,279	1,384	1,478	1,743

[※] 各年度4月の事業所数を計上

			11人/儿			自. /-	本障がい	去								1		~		小は形			本障がい		Z171+				【单位:	_
	R2			R3		<i>></i> ₹1	R4	18		R5			R6		交付品目		R2		l	R3		<i>3</i> 71	R4	טעי		R5		ı .	R6	
	(1,718)	<2>		(1,513)	<9>			<0>	2,133		<0>		(1,648)	<0>	総数	1,918	(395)	<0>	'	(346)	<0>	1,784	(317)	<0>	1,732	(327)	<0>		(325)	<0
65	(82)	<0>	95	(61)	<0>	80	(51)	<0>	81	(64)	<0>	78	(74)	<0>	義肢	0	(3)	<0>	5	(0)	<0>	9	(0)	<0>	2	(0)	<0>	2	(0)	<0
6	(1)	<0>	13	(4)	<0>	12	(0)	<0>	13	(2)	<0>	8	(4)	<0>	義 手	0	(0)	<0>	0	(0)	<0>	5	(0)	<0>	0	(0)	<0>	0	(0)	<0
59	(81)	<0>	82	(57)	<0>	68	(51)	<0>	68	(62)	<0>	70	(70)	<0>	義 足	0	(3)	<0>	5	(0)	<0>	4	(0)	<0>	2	(0)	<0>	2	(0)	<0
834	(357)	<0>	813	(369)	<0>	900	(311)	<0>	876	(388)	<0>	934	(391)	<0>	装具	1,368	(57)	<0>	1,298	(63)	<0>	1,218	(61)	<0>	1,258	(65)	<0>		(60)	<0
796	(346)	<0>	779	(360)	<0>	869	(303)	<0>	821	(375)	<0>	878	(373)	<0>	下 肢	1,291	(55)	<0>	1,225	(59)	<0>	1,154	(57)	<0>	1,202	(63)	<0>		(58)	<0
29	(7)	<0>	18	(7)	<0>	18	(7)	<0>	31	(11)	<0>	31	(15)	<0>	体幹	59	(2)	<0>	53	(3)	<0>	48	(3)	<0>	42	(2)	<0>	44	(2)	<0
9	(4)	<0>	16	(2)	<0>	13	(1)	<0>	24	(2)	<0>	25	(3)	<0>	上 肢 視覚障害者	18	(0)	<0>	20	(1)	<0>	16	(1)	<0>	14	(0)	<0>	17	(0)	<0
115	(2)	-	65	(1)	-	100	(1)	-	143	(3)	-	140	(2)	<0>	安全つえ	2	(0)	-	5	(0)	-	6	(0)	-	3	(0)	-	5	(0)	
9	(0)	-	7 69	(0)	-	7	(0)	-	5 90	(0)	-	136	(6)	<0>	我 ^収 眼鏡	0	(0)	-	0	(0)	-	0	(0)	-	3	(0)	-	0	(0)	
32	(2)		18	(1)	_	124 35	(5)		23	(0)	_	40	(3)	Ī	矯正眼鏡	0	(0)	_	2	(0)	_	0	(0)	_	2	(0)	_	3	(0)	
57	(3)		47	(2)	_	80	(3)		63	(3)	_	95	(3)		遮光眼鏡	0	(0)	_	1	(0)		0	(0)	_	1	(0)	_	'	(0)	
14	(0)	_	1	(0)	_	3	(0)		3	(0)	_	0	(0)	_	コンタクトレンス	0	(0)	_	,	(0)	_	0	(0)	_	,	(0)	_	,	(0)	
4	(0)	_	3	(0)	_	6	(0)	_	1	(0)	_	1	(0)	_	弱視眼鏡	0	(0)	_	1	(1)	_	1	(0)	_	0	(0)	_	1	(0)	
544	(207)	_	410	(200)	_	420	(208)	-	468	(187)	-	425	(207)	-	補聴器	61	(104)	_	37	(99)	-	45	(91)	_	40	(95)	_	22	(78)	
372	(92)	-	314	(102)	_	320	(92)	_	324	(89)	_	348	(111)	_	高度難聴用	28	(47)	_	13	(29)	_	11	(26)	_	12	(38)	_	10	(19)	
167	(110)	-	92	(94)	_	95	(110)	-	131	(90)	_	76	(87)	-	重度難聴用	31	(57)	_	24	(70)	-	32	(65)	-	27	(57)	_	10	(57)	
5	(5)	-	4	(3)	_	5	(5)	-	11	(6)	_	0	(8)	-	耳あな型	2	(0)	_	0	(0)	-	0	(0)	-	0	(0)	_	0	(1)	
0	(0)	-	0	(1)	-	0	(1)	-	2	(2)	-	1	(1)	-	骨 導 式	0	(0)	-	0	(0)	-	2	(0)	-	1	(0)	-	2	(1)	
-	-	-	-	(3)	-	-	(1)	-	-	(5)	-	-	(7)	-	人工内耳	-	-	-	-	3	-	-	(3)	-	-	(5)	-	-	(8)	
284	(773)	-	291	(612)	-	300	(622)	-	282	(647)	-	328	(641)	-	車椅子	210	(108)	-	185	(80)	-	199	(75)	-	194	(69)	-	173	(81)	
188	(621)	-	211	(504)	-	205	(486)	-	198	(509)	-	209	(509)	-	普 通 型	103	(54)	-	91	(37)	-	103	(29)	-	95	(20)	-	80	(30)	
96	(152)	-	78	(108)	-	95	(136)	-	84	(138)	-	119	(132)	-	その他	107	(54)	-	94	(43)	-	96	(46)	-	99	(49)	-	93	(51)	
56	(253)	-	63	(229)	-	68	(241)	-	63	(219)	-	50	(282)	-	電動車椅子	12	(13)	-	12	(14)	-	9	(5)	-	12	(7)	-	7	(11)	
27	(1)	<0>	25	(5)	<0>	29	(4)	<0>	30	(4)	<0>	32	(2)	<0>	歩行器	22	(4)	<0>	11	(3)	<0>	31	(2)	<0>	20	(3)	<0>	14	(4)	<0
74	(10)	-		(4)	-	73	(8)	-	67	(12)	-	49	(16)	-	歩行補助つえ	7	(0)	-	8	(0)	-	7	(0)	-	3	(0)	-	1	(0)	
20	(21)	<0>	13	(21)	<0>	23	(18)	<0>	16	(27)	<0>	24	(16)	<0>	座位保持装置	155	(86)	<0>	133	(62)	<0>	166	(68)	<0>	135	(70)	<0>	132	(71)	<0
13	(7)	<2>	23	(8)	<9>	10	(2)	<0>	12	(4)	<0>	11	(4)	<0>	意思伝達装置	0	(0)	<0>	0	(0)	<0>	0	(0)	<0>	0	(0)	<0>	0	(0)	<0
-	-	-	-	-	-	-	=	-	-	-	-	-	-	-	頭部保護帽	1	(0)	-	0	(0)	-	1	(0)	-	0	(0)	-	1	(0)	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	排便補助具	0	(0)	-	2	(1)	-	0	(0)	-	0	(0)	-	0	(0)	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	座位保持椅子	50	(12)	<0>	58	(14)	<0>	72	(9)	<0>	47	(8)	<0>	48	(5)	<(
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	起立保持具	30	(8)	-	29	(6)	-	20	(3)	-	15	(5)	-	16	(7)	
0	(0)	-	0	(0)	-	0	(0)	-	0	(0)	-	0	(0)	-	その他	0	(0)	-	0	(0)	-	0	(0)	-	0	(0)		0	(0)	

(6) 日常生活用具給付状況 【単位:件】

心身障がい者					÷ 4 D B	心身障がい児							
R2	R3	R4	R5	R6	交付品目 -	R2	R3	R4	R5	R6			
40,354	39,048	40,688	40,694	43,073	総数	199	194	195	183	180			
82	74	78	91	95	特殊寝台	9	9	6	6	9			
48	54	46	58	81	特殊マット	6	8	9	8	12			
2	1	1	0	0	特殊尿器	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	4	入 浴 担 架	0	0	0	1	0			
11	11	8	11	9	体 位 変 換 器	0	3	1	4	4			
9	9	7	7	7	移動用リフト	2	0	0	2	2			
201	186	174	164	166		16	21	22	19	15			
10	16	11	8		ポータブル便器	0	1	1	1	0			
76	62	59	47		歩行補助つえ	1	0	2	0	0			
137	124	121	137		移動・移乗支援用具(歩行支援用具)	8	15	7	4	8			
25	25	28	36		頭部保護帽	31	27	31	30	38			
28	14	10	17		特殊便器	0	0	0	1	1			
2	2	2	1	-	火 災 警 報 器	0	0	0	0	0			
0	0	0	1		自動消火器	0	0	0	0	0			
6	14	10	10		電磁調理器	_	0	0	0	0			
0	0 29	2	0		歩行時間延長信号機用小型送信機 聴 覚 障 害 者 用 屋 内 信 号 装 置	0	0	0	0	0			
22		26	14		「	_	0	0	'	11			
32	0 25	0 24	0 25		で	2	7	0	9	11			
39	27	29	34	50		18	21	14	16	13			
143	160	155	177	189		23	26	24	25	32			
2	2	133	'''		酸素ボンベ運搬車	_	0	0	0	0			
48	31	44	24	42		0	0	1	0	0			
21	27	26	22	30		0	_	0	0	0			
_		_	_		祖 覚 障 害 者 用 血 圧 計	_	_	_	_	0			
76	60	47		39		10	9	9	12	4			
15	4	6	10	5	携 帯 用 会 話 補 助 装 置	0	1	1	0	1			
51	51	71	41	57	 情報・通信支援用具	2	4	4	1	0			
10	5	8	9	10	点字ディスプレイ	0	0	1	0	0			
1	2	2	1	2	点字器	1	0	0	1	0			
1	О	0	1	0	点字タイプライター	1	0	0	1	1			
36	36	58	26	38	視覚障害者用ポータブルレコーダー	0	0	0	0	0			
8	14	2	0	4	視覚障害者用音声ICタグレコーダー	0	0	0	0	0			
1	0	1	0	3	視覚障害者用活字読上げ装置	0	0	0	0	0			
56	83	86	62	95	視覚障害者用拡大読書器	0	1	1	0	0			
3	1	1	0	0	祝寛障害者用緊急地震速報受信ラジ オ	0	0	0	0	0			
29	41	49	35	38	盲 人 用 時 計	0	0	1	0	0			
23	10	10	8	10	聴覚障害者用通信装置	0	0	0	0	0			
2	1	1	1	0	聴覚障害者用情報受信装置	0	0	0	0	0			
37	39	24	34		人 工 喉 頭	0	0	0	0	0			
38,954	37,740	39,394	39,476	41,638		64	38	56	36	22			
6	7	7	2	-	収 尿 器	0	0	0	0	0			
48	55	54	39		居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	5	3	3	5	5			
16	5	5	12	9	点字図書	0	0	0	0	0			
36	1	-	-		埋 込 型 人 工 喉 頭 用 人 工 鼻	0	0	-	-	0			

5 令和6年度各区別障がい福祉事業実施状況

(1) 身体障がい(児)者福祉関係

$\overline{}$	業名		<u>x</u> /		中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	総数	Ţ
相	在宅身	体障害者	相談	(相談員) (件数)	4 3	5 194	7 18	4 16	4 30	5 29	2 7	4 17	4 18	3 5	42 337	
談事	盲,	人相	談	(相談員) (件数)	1 25	_	-	-	-	-	-	_	-	_	1 25	人 件
業	ろ う る	あ者相	割談	(相談員) (件数)	1 458	1 907	1 608	1 196	1 315	1 650	1 451	1 88	1 159	1 223	10 4,055	人 件
	福祉	止電	話	(貸与)	0	3	2	2	1	0	0	2	0	0	10	台
経	自動車	運転訓	練費	(補助)	1	6	0	0	1	1	0	1	0	3	13	人
済	自動	車改造	查費	(補助)	3	5	1	2	3	5	6	1	4	2	32	人
的	補装	具費(:	者)	(購入) (修理) (借受け)	235 177 0	335 268 0	322 203 0	219 178 0	191 134 0	208 164 0	107 83 0	159 92 0	287 223 0	151 126 0	2,214 1,648 0	
援護	補装	具費(.	児)	(購入) (修理) (借受け)	133 18 0	293 78 0	242 43 0	132 23 0	72 23 0	240 34 0	109 18 0	114 34 0	196 35 0	149 19 0	1,680 325 0	件
	あんし	しんコ-	ール	(IIXII)	4	6	7	6	4	9	3	2	9	4	54	

(2) 知的障がい(児)者福祉関係

事:	業名 区		中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	総数
相談	知的障害者相談	(相談員)	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1	18 人
事 業	知的障告 14 化酸	(件数)	28	12	51	19	0	7	21	80	14	21	253 件

(3) 心身障がい(児)者福祉関係

事	$\overline{}$	Z Z	_	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	総数	
経	紙おも	つ支	給	2,305	3,946	3,670	2,366	1,396	2,352	1,344	1,623	2,855	2,498	24,355	件
	特別障	害者手	当	174	324	289	184	170	212	126	177	300	217	2,173	人
済	障害児	福祉手	当	83	205	175	103	77	120	57	67	127	96	1,110) 人
的	福 祉	手	当	5	6	10	3	4	2	1	1	4	2	38	人
援	特別児園	童扶養手	·当	323	834	840	441	242	400	252	297	491	446	4,566	5 人
1200	日常生活	舌用具給 (者)	付	4,491	5,949	5,610	4,648	3,288	4,543	2,597	3,269	5,146	3,532	43,073	件
護	日常生活	舌用具給 (児)	付	8	25	44	27	12	19	10	11	17	7	180	件
社		費 助 サー	成	1,607	1,582	1,780	1,661	731	1,766	382	735	1,312	468	12,024	ı
会		ひかって 乗車		781	836	776	710	489	727	220	596	704	331	6,170	
参	福祉	ェペー 止タクシ 重 度		2,715	2,979	3,040	2,362	1,373	2,255	1,091	1,664	2,558	1,501	21,538	
加		止タクシ 中 度	_	1,846	2,076	2,137	1,762	957	1,608	722	1,088	1,685	1,122	15,003	人
促		- /2 :自動車燃 重 度	· 料)	973	2,376	1,929	1,382	951	1,269	1,043	1,203	1,511	1,429	14,066	人
進	福祉 (自動車燃中 度	料	463	1,341	1,083	807	559	746	624	745	865	830	8,063	人
1 -	心身障害	者扶養井	済	52	101	63	47	40	44	39	66	85	60	597	' 人
の他	(加力	(者)									(他	0)		

(4) 精神障がい者福祉関係

<u> </u>	,,,,		A) 141V												
事業	 業名	区		中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	総数	
事相		伸保健福祉相談	(相談	3	4	3	3	2	3	2	2	3	2	27	人
業 談		平体性抽址伯故	(件数)	861	1,406	1,432	1,536	913	948	522	885	2,144	1,071	11,718	件
社	交	通費助成	;												
会		助成チャージ	:	1,061	1,279	1,229	1,060	706	1,030	410	780	1,045	509	9,109	人
参		福祉乗車証	:	1,243	1,185	1,124	1,262	556	1,122	276	681	1,000	446	8,895	人
		福祉タクシー(重度)		855	800	992	848	309	623	247	441	656	393	6,164	人
加		福祉タクシー(中度)		509	454	603	520	188	467	122	141	398	226	3,628	人
促		福祉自動車燃料(重度)		139	357	282	269	147	207	166	223	215	291	2,296	人
進		福祉自動車燃料(中度)		90	264	195	150	95	125	111	132	159	167	1,488	人

6 関係団体一覧

団 体 名 及 び 所 在 地	事	業	Ø	概	要	電 ファク	話 ⁷ ス
公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 〒063-0802 西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内	身体障がし を図るため 体障がい	り、各種	事業など	どを実力	をし、身	TEL 011-64 FAX 011-64	
特定非営利活動法人 札幌市肢体障害者協会 〒063-0802 西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内	肢体障がし 諸活動	い者の	社会福祉	上向上の	のための	TEL 011-64 FAX 011-64	
公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会 〒063-0802 西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内	視覚障がし 上、スポー 会適応訓練	-ツの振	興、同行	」接護		TEL 011-64 FAX 011-64	
公益社団法人 札幌聴覚障害者協会 〒060-0042 中央区大通西19丁目 札幌市視聴覚障がい者情報センター内	聴覚障がし を深め、そ 聴覚障がし 業	の社会	参加を	足進す	るため	TEL 011-64 FAX 011-64	
一般社団法人 札幌市中途失聴・難聴者協会 〒063-0802 西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内	難聴者及で 上と社会参				湢祉向	FAX 011-64 (FAX専	
公益社団法人 日本オストミー協会札幌支部 〒001-0908 北区新琴似8条12丁目3-3-201	オストメイ!者)の福祉					TEL 011-76 FAX 011-76	
北海道喉頭摘出者福祉団体 北鈴会札幌支部 〒004-0812 清田区美しが丘2条3丁目1- 25	喉頭摘出	者の社会	会復帰及	ひ発剤	吉訓練	TEL 011-88 FAX 011-88	
北海道失語症友の会 北の会 〒060-0014 中央区北14条西15丁目7-36-3	失語症者(士による「 どの諸活動	言葉の				TEL 011-75 FAX 011-77	
日本心臓ペースメーカー友の会札幌支部 〒001-0906 北区新琴似6条4丁目1-20	心臓ペース方を対象し供、交換を	こ各種行				TEL 011-76 FAX 011-76	
札幌盲ろう者福祉協会 〒060-0042 中央区大通西19丁目 札幌市視聴覚障がい者情報センター内	視覚、聴覚ケーション					TEL 011-61 FAX 011-61	

団 体 名 及 び 所 在 地	事業の概要	電 話 ファクス
社会福祉法人 札幌肢体不自由福祉会 〒060-0008 中央区北8条西23丁目2-22 イベール823内	重度障がい者の福祉向上のため、利用 者本位の質の高いサービス提供を行う 社会福祉事業の運営	TEL 011-622-8664 FAX 011-622-8755
特定非営利活動法人 札幌肢体不自由児者父母 の会 〒060-0008 中央区北8条西23丁目2-22 イベール823内	肢体不自由児者の療育、社会生活の安 定促進、福祉の増進及び特別支援教育 の推進	TEL 011-622-5101 FAX 011-622-5101
特定非営利活動法人 北海道ことばを育てる親の会 協議会 〒060-0041 中央区大通東6丁目12番地中央小学校ことばの教室内	言語障がい児の福祉の増進と教育の充 実を図るための諸活動	TEL 011-241-2533 FAX 011-261-5723
一般社団法人 札幌市手をつなぐ育成会 〒060-0808 北区北8条西6丁目2-15 育成会活動センター「いんくる」2階	知的障がい者の社会福祉向上のための 諸活動とその家族の援護	TEL 011-738-2221 FAX 011-738-2228
特定非営利活動法人 札幌市精神障害者家族連合会 〒064-0808 中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園204号室	精神障がい者家族相互の理解と協力により、精神障がい者対策の促進と精神 保健思想の普及啓発	TEL 011-596-8887 FAX 011-596-7374
特定非営利活動法人 さっされん 〒064-0808 中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園202号室	市内の作業所等が集まって結成し、一般への啓発活動、運営・作業技術等の研修会を中心に実施	TEL 011-205-0890 FAX 011-513-4233
一般社団法人 さっぽろシュリー 〒060-0008 中央区北8条西23丁目2-22 イベール823内	障がい者の自立を支援するため、障がい者が働く店舗「シュリーの店」(靴修理など)の設置及び事業運営	TEL 011-611-4771 FAX 011-611-4797
一般財団法人 札幌市障がい者スポーツ協会 〒063-0802 西区二十四軒2条6丁目1-1 札幌市身体障害者福祉センター内	障がい者のスポーツの普及、振興を図り、健全な社会に寄与するための活動	TEL 011-612-1184 FAX 011-641-8966
公益財団法人 北海道盲導犬協会 〒005-0030 南区南30条西8丁目1-1	盲導犬の育成・貸与及び生活訓練実施 等、視覚障がい者の福祉増進のための 諸活動	TEL 011-582-8222 FAX 011-582-7715